2023 年 9 月

生命保険会社の区分経理
～　仕組みと効果　～

高松アクチュアリー事務所

生命保険会社の区分経理
～　仕組みと効果　～

はじめに

本稿のテーマは、生命保険会社に 1996 年から導入されている区分経理である[1]。

区分経理は生保会社経営に大きな影響を与えた。本稿ではその例として「団体年金一般勘定の予定利率引下げ」「ALM 運用の推進」「新しいスキームの商品開発」を取り上げたが、区分経理導入の影響はそれらに限定されるものではない。

区分経理導入前までは、団体年金に対する高水準の配当を実現するために、個人保険からの内部補助が公然と行われていた。また、営業用不動産への投資や巨額のシステム開発投資等も、顧客から預かっている責任準備金を財源として行われていた。しかし、区分経理導入により、これらの「どんぶり勘定に基づく合理性・透明性に欠ける経営」は不可能となった。

このように、生保経営上きわめて重要な役割を果たしている区分経理であるが、その情報開示はほとんど行われていない。

例えば、団体年金一般勘定商品については、生保会社が決算報告や上期報告として、「団体年金に関する区分経理情報」を顧客に開示している。しかし、その内容は非常に限定的であり、例えば以下のような情報はまったく開示されていない。

- ●団体年金事業にどの程度のコスト（人件費や物件費など）がかかっているか。
- ●法人税の負担は団体年金区分でどの程度行っているか。
- ●株式会社の場合、株主配当の負担を団体年金区分でどの程度行っているか。
- ●団体年金区分のインカム利回りと配当率の差の部分、言い換えれば顧客に還元されない収益はどのように処理されているのか。
- ●団体年金区分のリスクバッファーはどの程度か。 どの勘定にいくらのバッファーが積み立てられているか。

また、顧客向けの情報開示だけではなく、生保会社内でも区分経理に関する十分な情報開示は行われていない。そのため経理部門や主計部門などの一部の者しか、区分経理情報は把握できていない。さらに、「そもそも区分経理がどのような仕組みで運営されているか」についても、一部の者しか理解していない。アクチュアリーや年金数理人であっても、実際の区分経理がどのようなものかを理解していない者が大多数である。

本稿を執筆する動機は、「区分経理に関する公開情報が、極端に少ない現状を改善すること」である。

筆者は 1993 年から、生保会社の企画部門で保険業法改正対応を担当していた。特に、区分経理導入に関しては社内プロジェクトの実質的リーダーを務め、実務面の準備に関して社内の中心的役割を担った。

---

[1] 1996 年 4 月に保険業法の改正が行われた。56 年ぶりの大改正であった。区分経理は業法改正に伴い、生保会社への導入が義務化された。

また、1996 年の区分経理導入後は、収益管理部門で区分経理運営を担当した。そのため当時に在籍していた生保会社内では、区分経理のことを誰よりも詳しく理解していたと自負している。

本稿では、当時の記録や記憶を思い起こして、なるべく分かりやすく「区分経理の仕組み」と「区分経理導入の効果」を解説してみたい。

本稿の構成は以下の通りである。

まず、第Ⅰ章では、区分経理の具体的仕組みを、実務面にも目配りしながら解説する。管理会計システムの仕組み、キャッシュフロー管理の方法、資産の管理方法、有価証券における複数簿価の管理、事業費の取扱い、そして会社勘定について、仕訳例や取引例も使いながら、なるべく分かりやすい説明を心がけた積りである。

第Ⅱ章では、区分経理導入の生保経営への効果や影響について考察する。冒頭に記したように、取り上げたテーマは、「団体年金一般勘定の予定利率引下げ」「ALM 運用の推進」「新しいスキームの商品開発」である。

なお、本稿第Ⅰ章で説明する区分経理の仕組みは、あくまでも 1996 年に筆者が所属していた生保会社で採用したものである。区分経理導入から約 30 年近くが経過した現在では、当該生保会社でも区分経理システムは刷新されていることであろう。また、他の生保会社が、区分経理システムとしてでどのような仕組みを構築しているのかについての情報も、筆者は持っていない。

しかし、「初めての区分経理導入のために工夫して作った仕組みだからこそ、区分経理の原理を理解しやすい」のではとも考えている。本稿の読者が区分経理を理解するうえで、多少なりともお役に立てれば幸いである。

生命保険会社の区分経理
～　仕組みと効果　～

目　次

第Ⅰ章 区分経理の仕組み 6

1. 区分経理とは何か 6

(1)区分経理の定義 6

(2)区分経理導入の経緯 7

2. 区分経理用管理会計システム 8

(1)管理会計システムの特徴 8

(2)仕訳例 10

(3)区分経理用管理会計システムの全体像 12

3. キャッシュフローの管理 14

(1)キャッシュフロー管理の必要性 14

(2)一般勘定全体のキャッシュフロー管理とファンド毎のキャッシュフロー管理 14

(3)区分経理におけるキャッシュフローの管理方法 15

4. 資産の管理方法 18

(1)分別管理方式とマザーファンド方式 18

(2)マザーファンド方式と区分経理用管理会計システム 19

5. 有価証券における複数簿価の管理 22

(1)問題の所在 22

(2)解決の方向性　～　時価ベースでの管理 24

(3)決算時の処理方法 25

6. 事業費の取扱い 26

7. 会社勘定 27

(1)会社勘定の機能 27

(2)会社勘定の B/S 29

第Ⅱ章 区分経理導入の効果 31

1. 団体年金一般勘定の予定利率引下げ 31

2. ALM 運用の推進 33

(1)団体年金区分と一般勘定合計のポートフォリオ比較 33

(2)ALM 運用のスタイル 34

3. 新しいスキームの商品開発 35

【付録】金融庁による(旧)保険検査マニュアル（抜粋） 38

第Ⅰ章 区分経理の仕組み

1. 区分経理とは何か

(1)区分経理の定義

生保会社の区分経理とは「一般勘定内の保険契約をいくつかの区分に分け、区分ごとに資産、負債、損益等を分けて管理する仕組み」のことと言える。ただし、区分経理はあくまでも管理会計としての仕組みであり、財務会計上は一般勘定全体で資産、負債、損益等を把握する。

図表１に示したように、最低限として、一般区分（個人保険・個人年金、団体保険等が含まれる区分）、団体年金区分、会社勘定（資本と内部留保を集約した勘定）は、資産を区分することが監督官庁から義務付けられている[2]。また、現在では、一時払養老などの「債券でのマッチング運用」が基本となるような商品についても区分している生保会社が多いと思われる。

図表１：区分経理の概念図

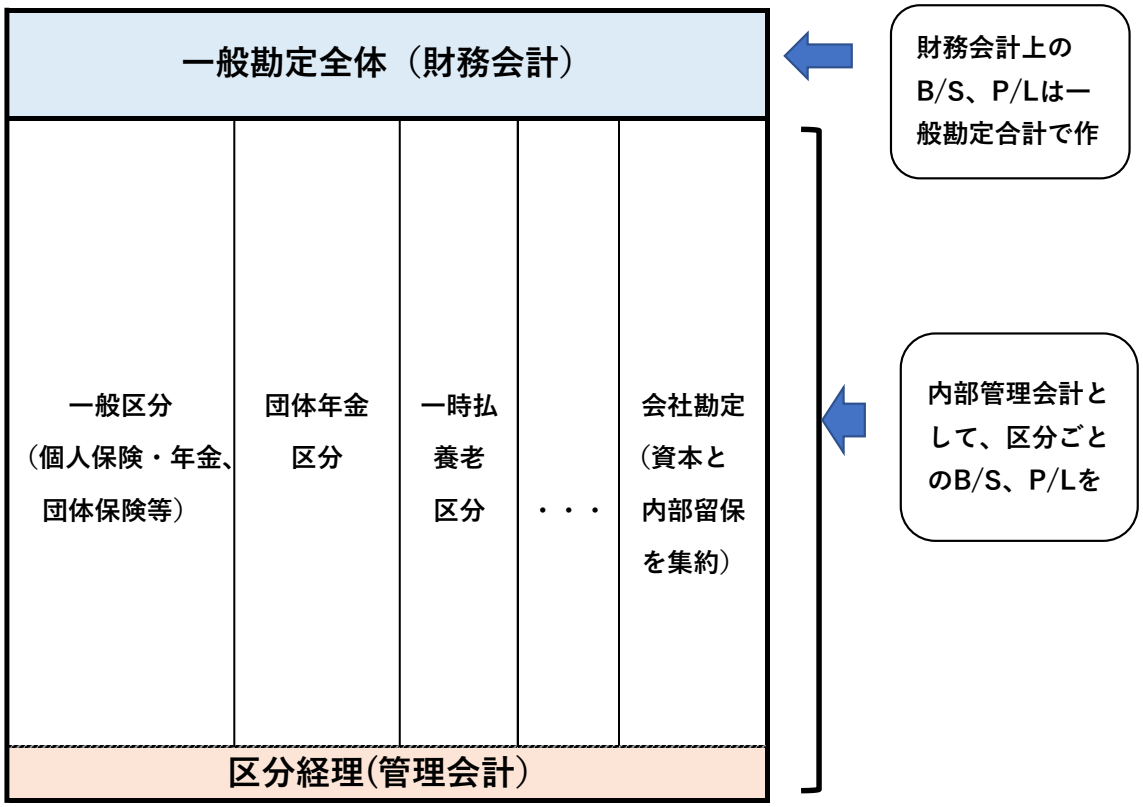

[2] 正確に述べると、1996 年の区分経理開始時点では、旧大蔵省の通達と事務連絡により、「最低でも一般区分、団体年金区分、会社勘定を資産区分すること」が義務づけられていた。しかし、これらの通達は現在は廃止されている。したがって、現在は各社の方針によって資産区分を設定するのが原則と言える。しかし、リスク管理上の必要性や ALM 運用の観点から、団体年金区分および会社勘定は、各社とも当然に区分しているものと考えられる。

1996年の区分経理導入の前から、生保会社の主計部等では商品群団別の収支を試算していた。具体的には損益計算書を商品群団別に分けて作成することを事後的に行っていた。ただし、資産運用は商品別には分けられていなかったため、資産運用損益を負債の額等で案分するなどの処理をしていた。

1996 年 4 月に導入された区分経理の最大の特徴は、資産を区分したということである。それによりP/L だけではなく、B/S も商品群団別に作成することが可能になった。また、個人保険や団体年金等の商品群団間で資産のアロケーションを変えることも、当然ながら可能になった。

(2)区分経理導入の経緯

区分経理が義務化された経緯は、以下の通りである。

まず、1992 年 6 月の保険審議会答申（「新しい保険事業の在り方」）でその必要性が指摘された。答申では、区分経理の目的について、以下の 4 点を挙げている。

①保険会社における利益還元の衡平性、透明性の確保

②保険種類間の内部補助の遮断

③事業運営の効率化

④保険商品の特性に応じた資金の活用、また、商品設計や価格設定の面で各社の創意工夫を活かす余地の拡大

その後、1996 年 4 月に改正された新保険業法において、「相互会社の社員への剰余金の分配について公正かつ衡平に行わなければならない」旨が規定された。さらに、その具体的基準として大蔵省令で「相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配となる金額を計算し」なければならないことが規定された。この規定により区分経理が実質的に義務付けられたことになる[3]。

さて、このように義務付けられた区分経理を生保会社が実際に導入するためには、実務面の対応を行う必要がある。当時も今も参考になる資料はなく、区分経理の仕組みをどのように作るかは各生保会社に委ねられた。

筆者が在籍していた生保会社の主計部門では、「区分経理の仕組みを新たに作るためには、保険部門・資産運用部門等の多くの部門の協力が必要であり、巨額のコストを要する。区分経理導入の意義も不明であり、実施には反対する」という意見が強く、開発への協力はほとんど得られそうもない状況であった。また、大蔵省との折衝を担当していた調査部門でも「実施は不可能」という声が圧倒的であった。

[3] なお、現在の金融庁による保険会社向け監督指針のⅡ-2-4 でも「生命保険会社の区分経理の明確化」が義務付けられている。

しかし、筆者自身は「財務会計の仕組みをうまく利用すれば、区分経理導入はそれほど大変ではないだろう」と考えていた。というのも、区分経理を実現するための仕組みを具体的に考えると、主な課題は、以下の 5 つに限られていたからである。

①管理会計システムをどう作るか

②キャッシュフロー管理のための仕組みをどう作るか

③事業費（コスト）の配賦はどのように行うか

④資産毎の区分方法としてどういう仕組みを採用するか

⑤会社勘定（資本と内部留保を集約した勘定）の機能をどのように整理するか

筆者は当時、企画部門に所属しており、社内の区分経理導入プロジェクトの実質的なリーダーを務めていた。区分経理導入への反対意見が圧倒的な中、上記した 5 つの課題を社内のごく限られた理解者間で検討し開発を進めることとした。

結局、筆者が想定していたようにそれほど大がかりな仕組みは必要ではなく、管理会計システム開発等の社内準備は約 1 年半で完了し、無事に 1996 年に区分経理を導入することができた。

次節以降では、上に挙げた①～⑤について、具体的な仕組みや前提となる考え方を説明する。

なお、本稿で説明する区分経理の仕組みは、あくまでも 1996 年に筆者が所属していた生保会社で採用したものである。区分経理導入から約 30 年近くが経過した現在では、当該生保会社でも区分経理システムは刷新されていることであろう。また、他の生保会社が、区分経理システムとしてでどのような仕組みを構築しているのかについての情報も、筆者は持っていない。

しかし、「初めての区分経理導入のために工夫して作った仕組みだからこそ、区分経理の原理を理解し易い」のではとも考えている。説明に当たっては、なるべく具体例なども用いて分かりやすいものにしたい。

2. 区分経理用管理会計システム

(1)管理会計システムの特徴

区分経理実施のためには、それを支える管理会計システムを構築する必要がある。なお、管理会計システムと述べたが、実際に必要なのは区分経理ベースの B/S、P/L を作るための取引情報を収集する仕組み、すなわち経理システムということになる。

管理会計システムを作るにあたり意識したのは、「開発のための人的負担やコストは必要最小限とする」ということである。前記したように、区分経理導入には社内のほとんどの部門が反対していたので、なるべく関係部門の負担を小さくすることを意識した[4]。

[4] 「社内に区分経理導入への反対意見が強かった」というのは、あくまでも筆者の当時の所属会社における特殊事情である。現在のように区分経理の重要性が広く認知されていれば、大々的にコストをかけることも可能ではないかと思われる。

実際に開発した区分経理用管理会計システムの仕組みは、以下の 4 点を特徴としたものである。

【特徴 1】会社勘定を通過勘定と位置付ける

財務会計で発生するすべての取引を、区分経理上は会社勘定でいったん経理することとした。その後に、各ファンド[5]と会社勘定の間で振替取引を起こす仕組みとした。

図表 2：区分経理の会計処理例（保険料入金）

【財務会計】

現金	2000	仮受金	2000
現金	1000	仮受金	1000
仮受金	2000	保険料（個人）	2000
仮受金	1000	保険料（団年）	1000

【管理会計】

（会社勘定）

現金	2000	仮受金	2000
現金	1000	仮受金	1000
仮受金	2000	保険料（個人）	2000
仮受金	1000	保険料（団年）	1000
保険料（個人）	2000	一般ﾌｧﾝﾄﾞ借	2000
保険料（団年）	1000	団年ﾌｧﾝﾄﾞ借	1000

（一般ファンド）

会社勘定貸	2000	保険料（個人）	2000

（団年ファンド）

会社勘定貸	1000	保険料（団年）	1000

上の例で示したように、財務会計での取引をいったん会社勘定にそのままコピーする。そのうえで最下段の点線の内に示したように、「ファンド間の振替取引を起こす」仕組みとした。これは、保険関係だけでなく、資産運用関係取引もすべて同じ仕組みとした。なお、上の例で示した「会社勘定貸」「一般ファンド借」「団年ファンド借」という科目については、p.16 を参照のこと。

【特徴 2】保険関係取引は財務会計情報を使用する。

「保険料入金」「保険金支払」などの保険関係取引は、区分経理実施前から財務会計上の科目がある程度まで保険種類に分かれていた。すなわち、区分経理のセグメント[6]単位で必要となる「個人保険・個人年金」「団体保険」「団体年金」という大ぐくりの商品区分は、財務会計上の取引情報で識別が可能

[5] ファンドとは区分経理上の資産区分のことを言う。例えば、団体年金資産区分のことを、一般には団体年金ファンドと呼んでいる。また、一般ファンドとは、「個人保険・個人年金」、「団体保険」、「その他（財形など）」などが含まれる資産区分のことである。

[6] セグメントとは損益（P/L）を区分する単位のことである。区分経理を開始した時点で、最も資産額の大きなファンド（資産区分）は、一般ファンドあった。一般ファンドは一つの資産区分であるから、合同で運用をすることになる。しかし、一般ファンド内には、「個人保険・個人年金」、「団体保険」、「その他（財形など）」の複数の商品種類が含まれていた。そのため、これらの商品種類については、「資産運用は合同で行うが、損益は商品種類に分けてみること」を（当時の大蔵省から）義務付けられた。なお、資産区分はファンド、商品区分はセグメントと呼ぶ。ファンドは資産（B/S）を分ける単位、セグメントは損益（P/L）を分ける単位ということになる。区分経理開始時のファンドとセグメントの設定例については、p.28 を参照。

であった。その点を利用して、区分経理での保険関係取引情報は、財務会計情報をそのまま使用することとした。

具体的には、財務会計情報を定期的に区分経理システムの会社勘定にコピーし、図表 2 の仕訳例で示したファンド間の振替取引はシステム的に自動生成することとした。

その結果、収納部門や保険金支払部門などは、区分経理導入後も特段の対応は不要となった。つまり、これらの部門は区分経理導入に要する負担がほとんどないことになり、実施に反対する理由も存在しなくなった。

【特徴 3】資産運用取引はファンド（資産区分）ごとの情報を別途作成する。

資産運用取引についての財務会計情報は一般勘定合計で作成している。また、それらを財務会計上でファンドごとに分けることも簿価分離の問題[7]があるため不可能である。

したがって、資産運用取引については、財務会計情報は従来通り一般勘定合計で作成し、管理会計情報は別途作成することとした。つまり、資産運用取引については、管理会計用の取引情報を作成する仕組みを、新規開発することとした。ただし、すでに財務会計用のシステムがあったため、それを応用すればそれほど大きな開発負担とはならない。

【特徴 4】事業費等は各ファンドに配賦する。

事業費は、ほとんどの費目についてどのファンドの支出かを特定することが困難であり、一定の基準で配賦を行うことが必要になる。実務上は定期的にまとめて配賦処理を行うこととした。なお、税金等の事業費以外の費目についても同様である。

(2)仕訳例

ここまで述べた考え方に基づいた区分経理の会計処理例を図表 3 に示した。財務会計上のすべての取引を区分経理上の会社勘定にコピーし、その後、ファンドと会社勘定の振替取引を起こす仕組みである。

図表 3 の例のうち、保険料入金および保険金・年金支払いに関する振替取引は自動で作成する。また、株式購入に関しては、区分経理用の振替取引を業務所管が入力する。事業費については、定期的に配賦取引を事業費管理を行っている所管が入力することになる。

[7] 簿価分離の問題については、p.22 を参照のこと。

図表 3：区分経理の会計処理例

保険料の入金（再掲）

【財務会計】

現金	2000	仮受金	2000
現金	1000	仮受金	1000
仮受金	2000	保険料（個人）	2000
仮受金	1000	保険料（団年）	1000

【管理会計】

（会社勘定）

現金	2000	仮受金	2000
現金	1000	仮受金	1000
仮受金	2000	保険料（個人）	2000
仮受金	1000	保険料（団年）	1000
保険料（個人）	2000	一般ﾌｧﾝﾄﾞ借	2000
保険料（団年）	1000	団年ﾌｧﾝﾄﾞ借	1000

（一般ファンド）

会社勘定貸	2000	保険料（個人）	2000

（団年ファンド）

会社勘定貸	1000	保険料（団年）	1000

保険金・年金の支払い

【財務会計】

仮払金	1500	現金	1500
仮払金	500	現金	500
保険金（個人）	1500	仮払金	1500
年金（団年）	500	仮払金	500

【管理会計】

（会社勘定）

仮払金	1500	現金	1500
仮払金	500	現金	500
保険金（個人）	1500	仮払金	1500
年金（団年）	500	仮払金	500
一般ﾌｧﾝﾄﾞ貸	1500	保険金（個人）	1500
団年ﾌｧﾝﾄﾞ貸	500	年金（団年）	500

（一般ファンド）

保険金（個人）	1500	会社勘定借	1500

（団年ファンド）

年金（団年）	500	会社勘定借	500

株式の購入

【財務会計】

株式	3000	現金	3000

【管理会計】

（会社勘定）

株式	3000	現金	3000
一般ﾌｧﾝﾄﾞ貸	2000	株式	3000
団年ﾌｧﾝﾄﾞ貸	1000		

（一般ファンド）

株式	2000	会社勘定借	2000

（団年ファンド）

株式	1000	会社勘定借	1000

事業費の支払い

【財務会計】

仮払金	650	現金	650
事業費	650	仮払金	650

【管理会計】

（会社勘定）

仮払金	650	現金	650
事業費	650	仮払金	650
一般ﾌｧﾝﾄﾞ貸	350	事業費	650
団年ﾌｧﾝﾄﾞ貸	300		

（一般ファンド）

事業費（個人）	350	会社勘定借	350

（団年ファンド）

事業費（団年）	300	会社勘定借	300

(3)区分経理用管理会計システムの全体像

図表 4：区分経理用管理会計システムの全体像

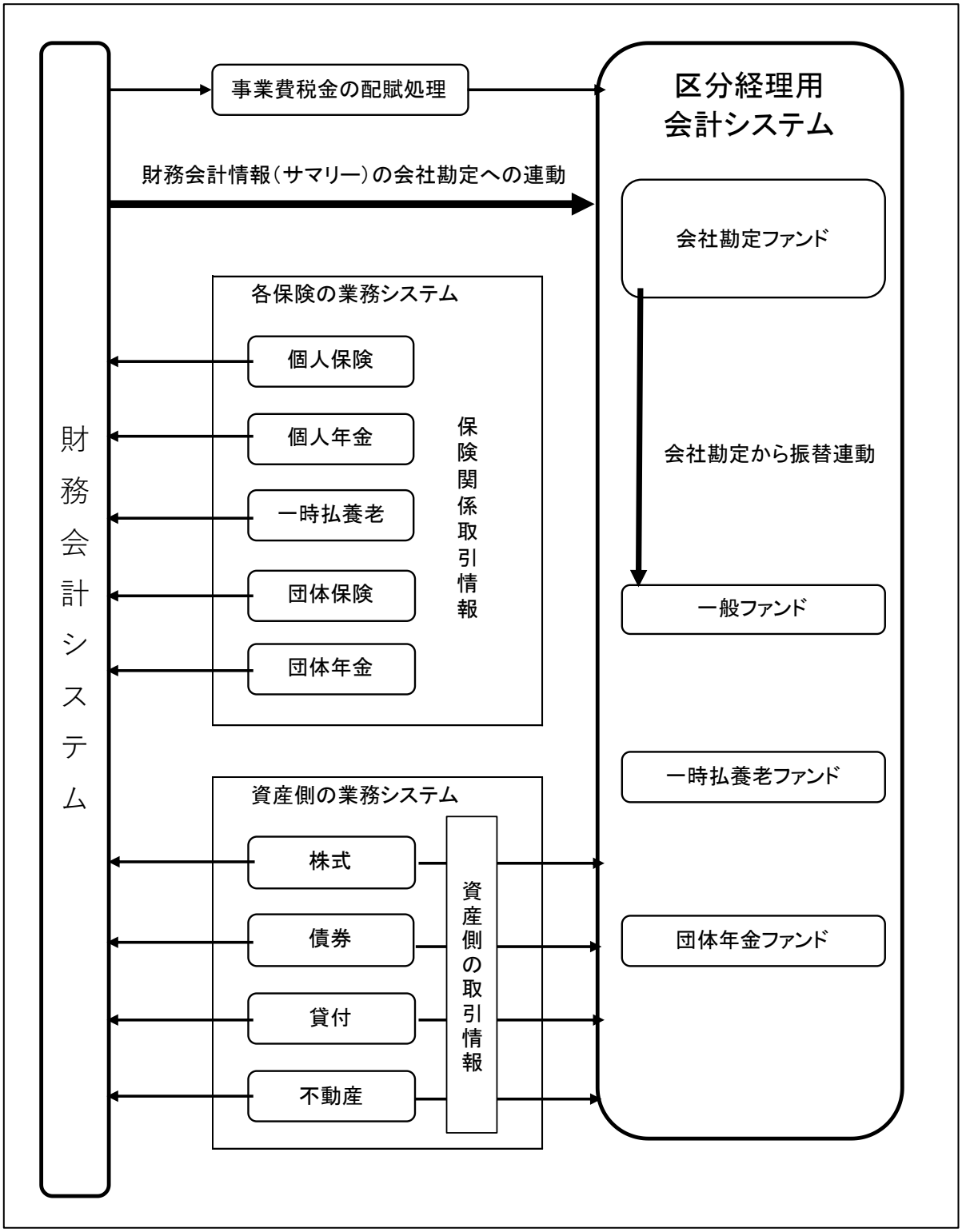

図表 4 は、区分経理用管理会計システムの全体像を示したものである。

まず、図表 4 の中央に示した「保険関係の取引情報」は、保険関係の業務システムで作成し、財務会計システムだけに入力する。そのうえで、定期的に会社勘定に取引情報（サマリー）を連動させ、会社勘定と各ファンドの振替取引はシステム的に作成するる。

次に、図表 4 の下側に示してある「資産運用関係の取引情報」は、資産側の業務システムで財務会計用と区分経理用の両方を作成し、それぞれに入力する。ここで、区分経理用の取引情報とは、会社勘定と各ファンドの振替取引のことである。なお、個人ローンはマザーファンド方式で区分経理情報を管理することとしたが、図表 4 ではその部分は省略している[8]。

最後に、事業費や税金については、財務会計情報を配賦した結果を、定期的に管理会計システムに投入する。図表 4 では最上部に示してある。

図表 4 で分かるように業務系システムで新規開発が必要なのは、資産運用関係業務に限定される。事業費等の配賦については、もともと原価計算の仕組みがあったので、それを利用することが可能であった。また、区分経理用の会計システムは新規作成となったが、財務会計システムを応用できるので、ゼロからの開発よりは負担が小さい。結局、当時の社内の大多数が危惧したような「巨額なコストを要する、大がかりな開発」は、全く不要となった。

[8] マザーファンド方式については、p.19 を参照のこと。

3. キャッシュフローの管理

(1)キャッシュフロー管理の必要性

資産区分を伴う区分経理を実施するためには、各ファンド（資産区分）毎の運用可能資金を把握することが不可欠である。区分経理実施前は一般勘定全体で把握していた運用可能資金を、各ファンド（資産区分）毎に把握できなければ、ファンド単位でアロケーションをすることは不可能である。

これを実現するためには、下記の二つの要件を満たす仕組みが必要になる。

①キャッシュフローが発生したときに、それがどのファンド（セグメント）に帰属するかを把握し記録できること。

②その結果、ファンド毎のキャッシュ残高がどれだけあるか把握できること。

図表 5：生保会社のキャッシュフロー

<table>
<tr><td rowspan="5">社外との取引による
キャッシュフロー</td><td rowspan="2">保険関係取引
による
キャッシュフロー</td><td>収入項目</td><td>保険料
契約者貸付返済　等</td></tr>
<tr><td>支出項目</td><td>保険金
年金
給付金
解約返戻金
支払配当金
契約者貸付　等</td></tr>
<tr><td>事業運営に係る
キャッシュフロー</td><td>支出項目</td><td>事業費
税金　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資産運用関係取引
による
キャッシュフロー</td><td>収入項目</td><td>資産売却による収入
償還による収入
利息・配当金
不動産賃貸料　等</td></tr>
<tr><td>支出項目</td><td>資産購入による支出
貸付金　等</td></tr>
</table>

会社内部の取引による資金移動	転換による責任準備金移管とそれに伴う資金の移動　等

(2)一般勘定全体のキャッシュフロー管理とファンド毎のキャッシュフロー管理

区分経理におけるキャッシュフロー管理の具体的方法を検討する前提として、「一般勘定全体のキャッシュフロー管理（資金管理）と各ファンド毎のキャッシュフロー管理の関係」を整理しなければならない。

すなわち、「区分経理後のファンド毎のキャッシュフロー管理は、一般勘定全体のキャッシュフロー管理と同様のレベルで行う必要があるか」を明らかにする必要がある。言い換えれば、

ⓐ各ファンド毎に資金繰りを行い、資金ショートを防ぐ

ⓑ資金ベースのキャッシュ残高を各ファンド毎に把握する

ことが必要かどうかを明らかにする必要がある。

仮に一般勘定全体と同様のレベルのキャッシュフロー管理が必要だとすれば、取引口座をファンド単位で分けることや、いわゆる仮受金のような科目で受け入れている資金もファンド別に分ける必要が出てくる。これを実現するためには、抜本的な業務の見直しや、システム開発の必要性が出てくる。

しかし、以下の 4 つの点を踏まえると、「資金ベースのキャッシュフロー管理は、従来通り一般勘定全体で行うことが適切であり十分である」と考えられる。

①新たに導入する区分経理はあくまで一般勘定を内部的に分けるものでり、一般勘定全体で資金ショートしなければ問題ないと考えられること。

②実際の運用方法を考えると、各ファンド毎のキャッシュ・ポジションは日々把握できなくとも、月に 1 回把握できれば十分と考えられること。

③個々の入出金をファンド単位にリアルタイムに把握することは現実には困難であること[9]。

④事業費のように配賦を伴うキャッシュフローを、リアルタイムに各ファンドに賦課することは困難であること。

(3)区分経理におけるキャッシュフローの管理方法

「ファンド単位のキャッシュフローを資金ベースでは把握しない」という前提にたてば、その把握方法として次に考えられるのは経理情報を用いることである。すなわち、「（実際の入出金日とは異なる場合もあるが）取引情報が経理された日をもって、ファンド単位のキャッシュフローが発生したとみなす方法」になる（図表 6 を参照）。

図表 6：区分経理ベースでのキャッシュフロー把握方法（例）

（具体例）保険料入金の場合

ｱ. 7/20 ・・・・・・・・・・一般勘定全体でのキャッシュの増加（資金ベース）
ｲ. 7/21 ・・・・・・・・・・一般勘定全体でのキャッシュの増加（経理ベース）
ｳ. 7/23 ・・・・・・・・・・一般ファンド（個人保険）のキャッシュの増加（経理ベース）

[9] この点は 1996 年当時の実務を前提にした記述である。例えば、当時は、保険料であれば入金から保険料計上までに 2～5 日程度の日数を要していた。

上記したように、区分経理後のキャッシュフローについて「資金繰り等の資金管理は一般勘定全体で行い、ファンド毎の内訳は、後日に経理情報を用いて把握する」こととした場合、「短資（キャッシュ）の入出金は区分経理上の特定の勘定（会社勘定）で行うのが効率的」になる。

すなわち、以下の 3 つの仕組みで、各ファンドの短資持分管理を行うことが合理的になる。

ⓐキャッシュはすべて会社勘定に集約し、一般勘定全体の資金繰り・短資運用は会社勘定で行う。

ⓑ各ファンドは（会社勘定の）短資持分に対して持分を持つ。

ⓒキャッシュフローが発生した際には、持分を増減させることによって、各ファンド毎のキャッシュ残高を把握する。

図表 7：区分経理におけるキャッシュフローと短資持分管理の仕組み（イメージ図）

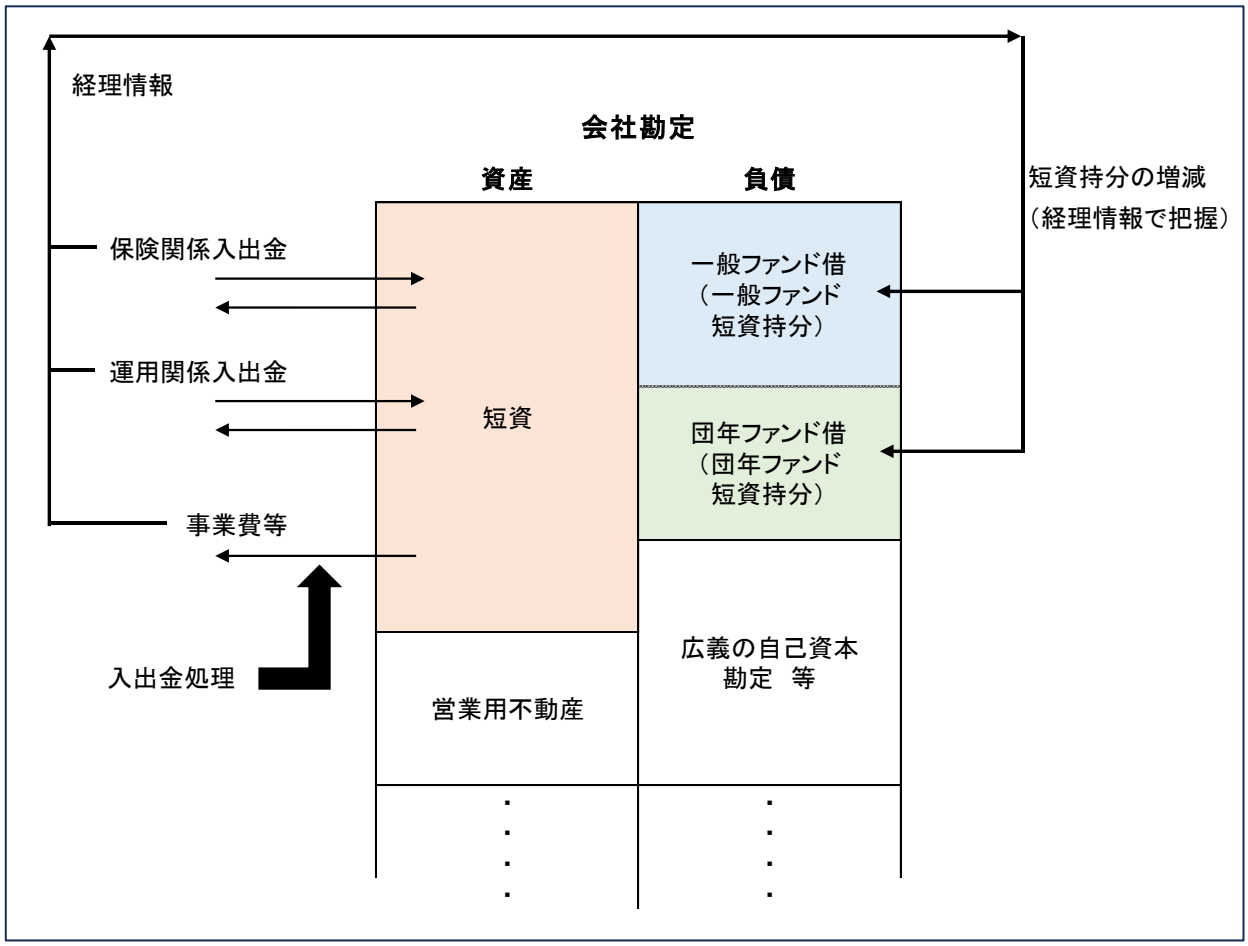

図表 7 は、区分経理におけるキャッシュフローと短資持分管理の仕組みを表したものである。ポイントを補足する。

①会社勘定の負債側の「一般ファンド借」・「団年ファンド借」の額が、各ファンドの短資持分額になる。一般ファンドの B/S には、この（会社勘定の負債の）裏返しとして「会社勘定貸」という資産が計上される。団年ファンドについても、同様である[10]。

②短資に対する付利は、各ファンドの短資持分残高に応じて行う。短資レートは、1996 年当時は無担保コール（オーバーナイト）とした。他には、短資の実績運用利回り等を使うことも考えられる。

③会社勘定には（広義・狭義の）自己資本を集約する。また、資産側には営業用不動産などのどの商品ファンドにも属さない資産を集約する[11]。

図表 8：区分経理におけるキャッシュフロー管理 ～仕訳例

（具体例）保険料入金の場合

ｱ. 7/20 ・・・ 保険料100億円が会社口座に入金（資金ベースでキャッシュの増加）
ｲ. 7/21 ・・・ 仮受金の計上
ｳ. 7/23 ・・・ 保険料（個人）の計上

（会社勘定）

7/21	現金	100億	仮受金	100億
7/23	仮受金	100億	保険料（個人）	100億
	保険料（個人）	100億	一般ﾌｧﾝﾄﾞ借	100億

（一般ファンド）

会社勘定貸	100億	保険料（個人）	100億

● 7/23付けで一般ファンドのキャッシュが100億円増加（経理ベース）

図表 8 は、保険料入金（個人）があった場合の、キャッシュフローと仕訳例を示したものである。

まず、7/20 に会社口座に入金があり、一般勘定全体で資金が増加する。次に、7/21 に仮受金で経理し、経理ベースでキャッシュフローを把握する。最後に、7/23 に仮受金を保険料に振替えることで、一般ファンドの短資持分が増加することになる。

[10] なお、会社勘定には借方用に「一般ファンド貸」・「団年ファンド貸」という科目も設定している。したがって、正確に述べれば、例えば一般ファンドの短資持分は「一般ファンド借と一般ファンド貸を相殺した額」となる。また、一般ファンドや団年ファンドでは、貸方用に「会社勘定借」という科目も設定している。

[11] 会社勘定の資産・負債や機能については、p.27 を参照

4. 資産の管理方法

(1)分別管理方式とマザーファンド方式

区分経理導入にあたっての最大の課題は、資産をどのように区分管理するかである。その方法としては、大きく分けて「分別管理方式」と「マザーファンド方式」の二つの方法が考えられる。

まず、「分別管理方式」とは、各個別資産を銘柄毎・契約毎に、区分経理上の各ファンド（資産区分）へ直接に帰属させる方式のことである（図表 9）。

次に「マザーファンド方式」とは、「資産毎にマザーファンドを設定し、各ファンドがマザーファンドに対して持分を持つ」という方式のことである[12]（図表 10）。

図表 9：分別管理方式の仕組み（イメージ）

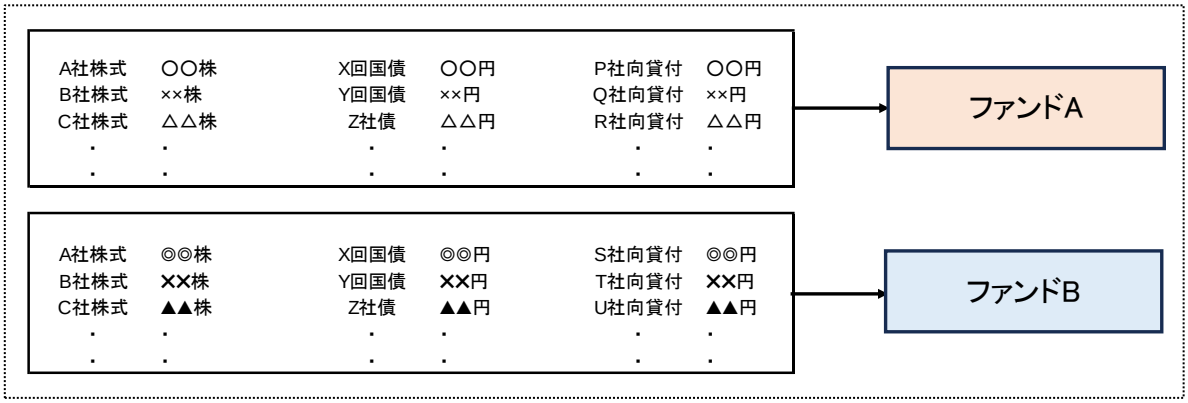

図表 10：マザーファンド方式の仕組み（イメージ）

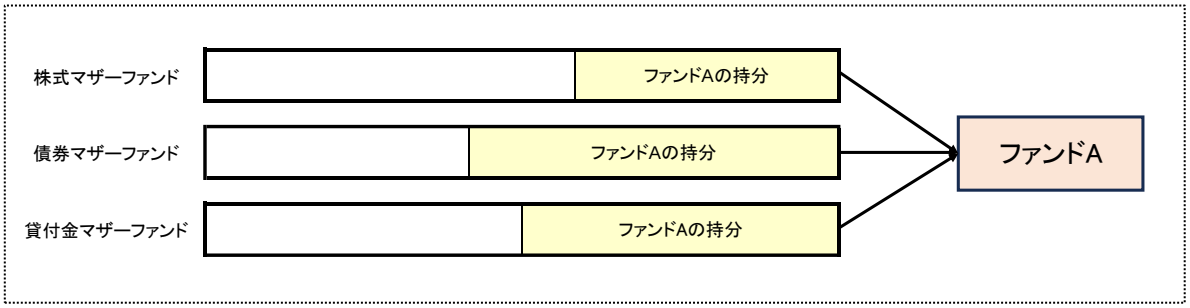

有価証券の場合は分別管理方式が自然のように感じられるが、「複数簿価の管理」という別の課題が発生する[13]。

[12] マザーファンド方式は年金基金投資信託で用いられている仕組である。
[13] 「複数簿価の管理」については、p.22 を参照のこと。

一方で、マザーファンド方式の場合は、「持分管理の仕組みを新たに構築しなければならない」という課題がある。持分は新規の資金投入や回収があれば変わるので、公平に持分を管理するためには日々（もしくは資金の投入・回収のタイミング）での時価評価の仕組みも必要になる。

図表 11：区分経理における資産別管理方法（例）

資産	管理方法
債券（国内・外国）	分別管理方式
株式（国内・外国）	分別管理方式
貸付	案件別持分管理方式
個人ローン	単一マザーファンド方式
不動産	案件別持分管理方式
短資	会社勘定で一括管理

両方式についてのメリット・デメリットを検討した結果、区分経理開始時の 1996 年に多くの生保会社が採用した仕組みは、「有価証券は分別管理方式」、「個人ローンは単一マザーファンド方式」、「企業向け貸付や不動産は案件別持分管理方式（資産単位別持分管理方式）」である（図表 11）。

なお、「案件別持分管理方式（資産単位別持分管理方式）」とは、取引単位毎（例えば、不動産では物件ごと、貸付では貸付案件ごと）に各ファンドの持分を管理する方式のことで、分別管理方式とマザーファンド方式を折衷した方式のことである[14]。

なお、筆者が所属していた生保会社では、個人ローンはマザーファンド方式を採用したが、時価評価による持分管理は行わず簿価ベースでの管理と割り切った。これは当時の実務的な負荷の制約のためである。現在は当時から約 30 年も経っているので、時価評価に基づく持分管理を行っている可能性はあるだろう。

(2)マザーファンド方式と区分経理用管理会計システム

個人ローンをマザーファンド方式で管理する場合、その管理のための仕組みが必要になる。具体的には、区分経理上の勘定として「個人ローン勘定」を設け、個人ローンに関する取引を集約することになる。図表 12 は、個人ローン勘定を含めた区分経理用会計システムの全体像である。

[14] 案件別持分管理方式の場合、当初にファンド別の持分を決めたら、その後の持分は変わらないことが多い。そのため、持分変更時の時価評価の問題は小さくなる。

図表 12：区分経理用管理会計システムの全体像（マザーファンドを含めた場合）

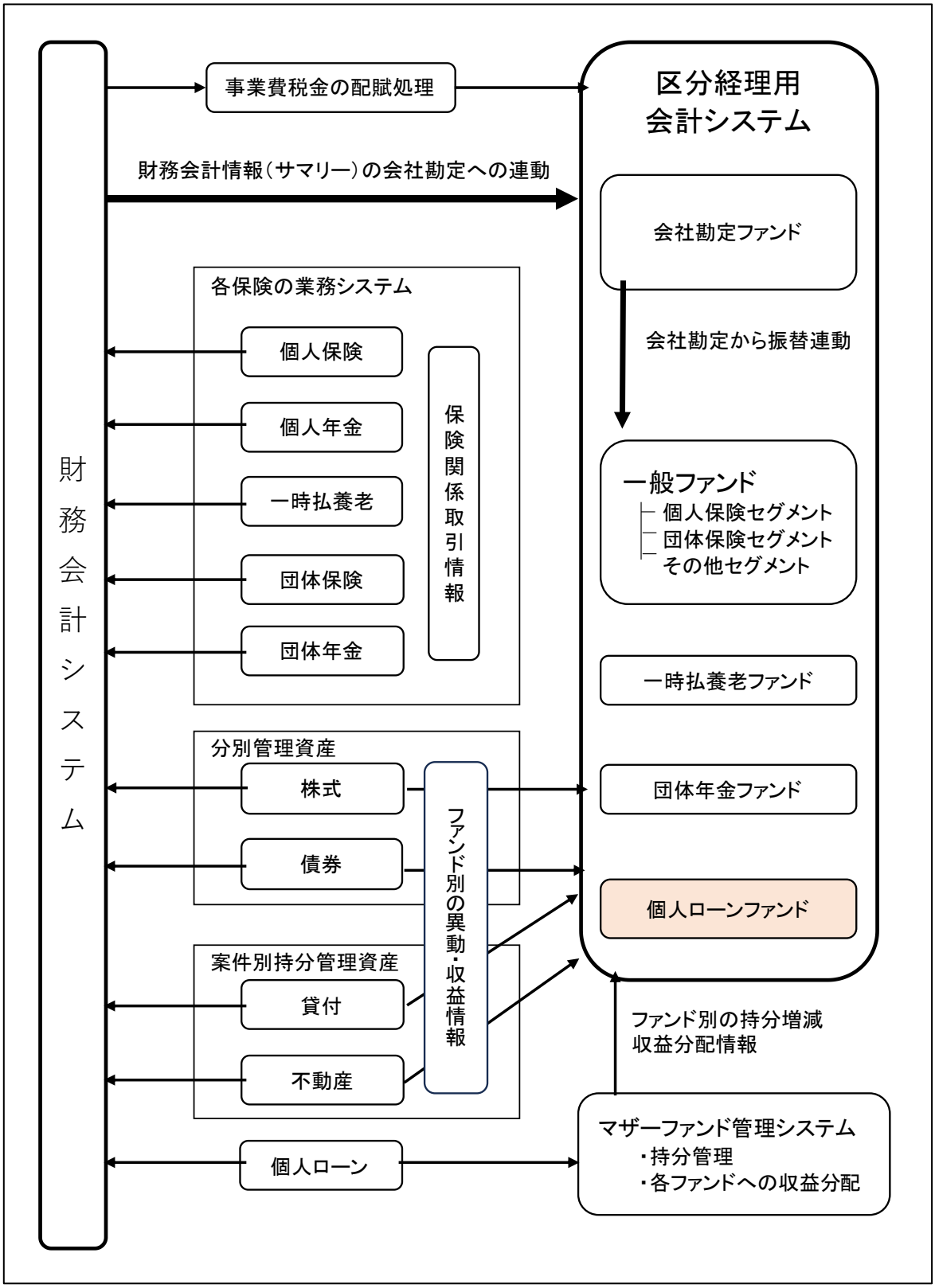

生命保険会社の区分経理
～ 仕組みと効果 ～

マザーファンドの仕組みを理解し易くするために、いくつかの取引例を示してみよう。

【取引例 1】新規の個人ローン実行

①個人ローンを 1000 実行

【財務会計】

貸付	1000	現金	1000

【管理会計】

（会社勘定）

貸付	1000	現金	1000
個人ﾛｰﾝF貸	1000	貸付	1000

（一般ファンド）

（団年ファンド）

（個人ローンファンド）

貸付	1000	会社勘定借	1000

②各ファンドから個人ローンファンドへの資金投入

●月初から月末までの新規実行額に相当する資金を投入する。ここでは 1000 とする。

●月間の新規投入額に対する一般ファンドと団年ファンドの持分比率は 7:3 とする。

【財務会計】

【管理会計】

（会社勘定）

一般ﾌｧﾝﾄﾞ貸	700	個人ﾛｰﾝF貸	1000
団年ﾌｧﾝﾄﾞ貸	300		

（一般ファンド）

個人ﾛｰﾝF	700	会社勘定借	700

（団年ファンド）

個人ﾛｰﾝF	300	会社勘定借	300

（個人ローンファンド）

会社勘定借	1000	一般ﾌｧﾝﾄﾞ	700
		団年ﾌｧﾝﾄﾞ	300

【取引例 2】ローンの回収

③貸付金 400、利息 100、合計 500 を回収

【財務会計】

現金	500	貸付	400
		利息	100

【管理会計】

（会社勘定）

現金	500	貸付	400
		利息	100
貸付	400	個人ﾛｰﾝF借	500
利息	100		

（一般ファンド）

（団年ファンド）

（個人ローンファンド）

会社勘定貸	500	貸付	400
		利息	100

④個人ローンファンドから各ファンドへの収益分配

●月初から月末までの回収利息を各ファンドに分配する。分配は前月末持分比率で行う。

●月間の回収利息 100、一般ファンドと団年ファンドの前月末持分比率は 7:3 とする。。

【財務会計】

【管理会計】

（会社勘定）				（一般ファンド）				（団年ファンド）				（個人ローンファンド）			
個人ﾛｰﾝF借	100	一般ﾌｧﾝﾄﾞ借	70	会社勘定貸	70	利息	70	会社勘定貸	30	利息	30	利息	100	会社勘定貸	100
		団年ﾌｧﾝﾄﾞ借	30												

⑤個人ローンファンドから各ファンドへの資金分配

●月初から月末までの回収元本について各ファンドに資金分配する。分配は前月末持分比率で行う。

●月間の回収元本 400、一般ファンドと団年ファンドの前月末持分比率は 7:3 とする。。

【財務会計】

【管理会計】

（会社勘定）				（一般ファンド）				（団年ファンド）				（個人ローンファンド）			
個人ﾛｰﾝF借	400	一般ﾌｧﾝﾄﾞ借	280	会社勘定貸	280	個人ﾛｰﾝF	280	会社勘定貸	120	個人ﾛｰﾝF	120	一般ﾌｧﾝﾄﾞ	280	会社勘定貸	400
		団年ﾌｧﾝﾄﾞ借	120									団年ﾌｧﾝﾄﾞ	120		

ここまで示したような取引を管理会計システムに投入して、個人ローンに係る収益や元本の管理を行うことになる。なお、厳密には、個人ローンファンドの短資持分に対する利息分の計上と、当該利息分の各ファンドへの分配取引も必要になるがここでは省略する。

5. 有価証券における複数簿価の管理

(1)問題の所在

本節で述べる「有価証券における複数簿価の管理」は、区分経理導入に伴う最大の論点であった。結局、この問題は 1996 年の区分経理導入時には解決していない。また、この問題の本質的な難しさを考慮すると、現時点でも解決していないはずであり、今後も解決することはないだろうと筆者は考えている。

最初に、問題の所在を説明する。

前記したように、区分経理導入にあたり、筆者の所属していた生保会社では、有価証券について分別管理方式を採用した[15]。この場合、各有価証券の単価（簿価単価）は、ファンド別に算出した移動平

[15] 筆者の知る限りでは、1996 年に区分経理を導入した生保会社はすべて、有価証券については分別管理方式を採用した。

均簿価を用いることになる。その状態で当該有価証券を売却した場合、財務会計上の売却損益と区分経理上の売却損益が相違するという問題が発生する。

図表 13: 有価証券における複数簿価の問題（例）

	ファンドA			ファンドB			財務会計	
区分経理 開始時点	簿価残高 株数 単価	20,000 200 100.0	+	簿価残高 株数 単価	10,000 100 100.0	=	簿価残高 株数 単価	30,000 300 100.0
ファンドAで100株購入 単価130円	簿価残高 株数 単価	33,000 300 110.0	+	簿価残高 株数 単価	10,000 100 100.0	=	簿価残高 株数 単価	43,000 400 107.5
ファンドBで100株購入 単価180円	簿価残高 株数 単価	33,000 300 110.0	+	簿価残高 株数 単価	28,000 200 140.0	=	簿価残高 株数 単価	61,000 500 122.0
ファンドAで100株売却 時価単価150円	売却価額 払出簿価 売却益	15,000 11,000 4,000		取引なし			売却価額 払出簿価 売却益	15,000 12,200 2,800
取引後	簿価残高 株数 単価	22,000 200 110.0	+	簿価残高 株数 単価	28,000 200 140.0	≠	簿価残高 株数 単価	48,800 400 122.0
	売却益	4,000	+	売却益	0	≠	売却益	2,800

図表 13 で示したように、仮に区分経理開始時点では、区分経理上の各ファンドと財務会計の整合性がとれていたとしても、その後の取引により「区分経理上の各ファンドの合計」と「財務会計」で簿価残高や売却損益が相違する。これは「有価証券の簿価単価を移動平均法を用いて算出する」ことが原因である。このルールがある限り、絶対に解消できない問題である。

さて、このような問題がある中で、ある銘柄の株式の売却判断を、生保会社はどのように行うのだろうか[16]。判断基準としては、区分経理上の各ファンドの単価に基づくという方法と、財務会計上の単価に基づくという方法が考えられる。経営上はどちらの方法が妥当なのであろうか。

この点については、当然ながら「財務会計上の単価」を判断基準にすることになる。なぜならば、法人税や配当等の元になる利益（剰余金）は、あくまで財務会計上の数値を用いるからである。

その場合、図表 13 で示した区分経理の合計値と財務会計との差については、決算処理の一環として差を解消する処理を行う。つまり、区分経理の合計値と財務会計の差がゼロになるように、（区分経理の）売却損益や簿価残高を修正する。その際に、調整の基準となるのは、各ファンドの（簿価ベースの）必要剰余である。個人保険であっても団体年金であっても、決算時には剰余を計上したうえで配当

[16] なお、株と債券を比較すると、複数簿価が大きな問題となるのは、ボラティリティの大きい株である。債券の場合も、原理的にはこの問題は生ずる。しかし、価格変動が株ほど大きくはなく、また債券の多くが持ち切りでの運用であるため、株と比較すると問題は小さい。そのため以下では、株を想定してこの問題を解説する。

を行う。したがって、配当率が決まれば、それに必要な剰余金額も逆算できる。その額を基準にして、各ファンド毎の売却損益を調整する。

ここまでの説明で分かるように、区分経理上の簿価ベース損益は、実際にはあまり意味がないのである。

(2)解決の方向性　～　時価ベースでの管理

ここまで述べた「有価証券における複数簿価の問題」のポイントは、以下の 3 点である。

①各有価証券の単価（簿価単価）は、区分経理上の各ファンドおよび財務会計それぞれで移動平均簿価を用いる。

②そのために、新規購入や売却により、各ファンドおよび財務会計の間で簿価単価が異なってくる。

③また、売却損益や簿価残高も異なってくる。

つまり、この問題が発生する要因を端的に述べれば、「簿価単価が複数存在（複数簿価）すること」だと言える。したがって、この問題を解決するには、「区分経理上のファンド間および財務会計で同一の単価を用いて管理」すれば良いことになる。

「区分経理上のファンド間および財務会計で同一の単価」とは、言うまでもなく「時価単価」である。つまり、区分経理ベースの損益や残高を財務会計と整合性をとる形で管理するためには、時価ベースで管理すれば良いことになる。

次ページの図表 14 は、図表 13 で例示したケースについて、時価ベースの残高と時価ベース損益を追加したものである。なお、最下段のピンクで示した部分が、時価ベースの値である。ここで、「売却損益+含み損益増減」は、時価ベースの損益を表している。

この例では、

①時価残高が、A ファンド 30,000、B ファンド 30,000、財務会計 60,000

②時価ベース損益が、A ファンド 8,000、B ファンド 0、財務会計 8,000

③財務会計の簿価ベース損益が 2,800

となっており、「時価ベースでみればファンド合計と財務会計は一致している」ことが分かる。

図表 14: 有価証券における複数簿価の問題と時価ベースの管理（例）

	ファンドA			ファンドB			財務会計	
区分経理 開始時点	簿価残高 株数 簿価単価	20,000 200 100.0	+	簿価残高 株数 単価	10,000 100 100.0	=	簿価残高 株数 単価	30,000 300 100.0
時価 （単価 120円）	時価残高 含み益	24,000 4,000	+ +	時価残高 含み益	12,000 2,000	= =	時価残高 含み益	36,000 6,000
ファンドAで100株購入 単価130円	簿価残高 株数 単価	33,000 300 110.0	+	簿価残高 株数 単価	10,000 100 100.0	=	簿価残高 株数 単価	43,000 400 107.5
時価 （単価 130円）	時価残高 含み益	39,000 6,000		時価残高 含み益	13,000 3,000	= =	時価残高 含み益	52,000 9,000
ファンドBで100株購入 単価180円	簿価残高 株数 単価	33,000 300 110.0	+	簿価残高 株数 単価	28,000 200 140.0	=	簿価残高 株数 単価	61,000 500 122.0
時価 （単価 180円）	時価残高 含み益	54,000 21,000		時価残高 含み益	36,000 8,000	= =	時価残高 含み益	90,000 29,000
ファンドAで100株売却 時価単価150円	売却価額 払出簿価 売却益	15,000 11,000 4,000		取引なし			売却価額 払出簿価 売却益	15,000 12,200 2,800
取引後 簿価	簿価残高 株数 単価 売却益	22,000 200 110.0 4,000	+ +	簿価残高 株数 単価 売却益	28,000 200 140.0 0	≠ ≠	簿価残高 株数 単価 売却益	48,800 400 122.0 2,800
時価ベース残高 （単価 150円）	時価残高 含み益	30,000 8,000	+ +	時価残高 含み益	30,000 2,000	= ≠	時価残高 含み益	60,000 11,200
時価ベース損益	含み益増減 売却損益＋ 含み損益増減	4,000 8,000	+ +	含み益増減 売却損益＋ 含み損益増減	0 0	≠ =	含み益増減 売却損益＋ 含み損益増減	5,200 8,000

(3)決算時の処理方法

有価証券の複数簿価の問題に対処するため、生保会社では、決算時に以下の 3 つのステップから成る処理を行っている。

（St.1）各ファンドでの必要剰余を基にして、財務会計での簿価ベース必要売却益を計算する。ただし、当然ながら時価ベース損益の範囲内でしか売却益は計上できない。

（St.2）財務会計での必要売却益を確保するように有価証券を売却する。

（St.3）区分経理ベースの簿価ベースの売却益を各ファンドの必要剰余に基づき計上する。また、簿価残高も修正する。

団体年金一般勘定の配当還元ルールをみると、ほとんどの生保会社では「時価変動部分の還元部分（公社債以外の含み損益増減を含む）」を配当財源としている。これはここまで説明したように、「区分経理の剰余は簿価ベースだけでは管理できないから」である。「簿価ベース損益に含み損益増減を加

えた時価ベース損益を基にして、その一部を配当財源として実現する」という考え方を、生保会社では採用していると言える。

なお、中には「区分経理上の簿価ベース損益だけを配当還元対象」としている大手生保も存在している。しかし、ここまで説明した複数簿価の問題を前提にすると、「区分経理上の簿価ベース損益とは、いったい何のことを意味するのか」という疑問が生じる。当該生保会社には、より明確で納得性のある顧客向け説明を望みたい。

6. 事業費の取扱い

区分経理を行う場合、事業費については各資産区分（および商品区分）に配賦処理をすることが必要になる。筆者が所属していた生保会社では、区分経理導入前から事業費や税金の商品等への配賦処理を行っていた。その目的は「商品別の採算性分析」等である[17]。したがって、その仕組みを活用することで、区分経理への対応も可能となった。

事業費の配賦は、基本的には以下の考え方で行う。

①営業職員給与などは成績や契約高等を基準に配賦

②内勤職員等の給与は業務量、もしくはそれを代替する変数（契約件数）等の比例で配賦

③物件費等もその費目ごとに何らかの基準を設けて配賦

事業費の商品別等の分析の際には、いわゆる「コスト毎に適切なドライバーを設定して配賦処理を行うこと」が基本的な考え方となる。例えば、事務に関連する人件費等は、商品ごとの事務量を基準に配賦する。したがって、個人保険に関連するコストをさらに商品種類別（養老・終身・定期・医療・・等）に把握するためには、事務処理件数等を詳細に把握したり事務種類ごとの処理時間（標準処理時間）等を把握することも必要になる。これらは当時の銀行で導入されていた原価計算の仕組みを参考にしたものである（図表 15 参照）[18]。

しかし、区分経理で設定された資産区分や商品区分の単位では、そこまで詳細なコスト分析は必要ない。そのためコストの配賦基準等は、区分経理に関しては大きな問題にはならなかった。

なお、コスト配賦処理の頻度については、区分経理開始時点では月に 1 回とした。

---

[17] 事業費の商品別等の分析は、筆者の所属していた会社に限らず、他生保でも実施されていたと思われる。

[18] つまり、間接費の配賦方法については、当時は「活動基準原価計算（Activity-Based Costing）」を指向していた。しかし、現在では考え方が変わっている可能性がある。

図表 15: 銀行における原価計算システムの例

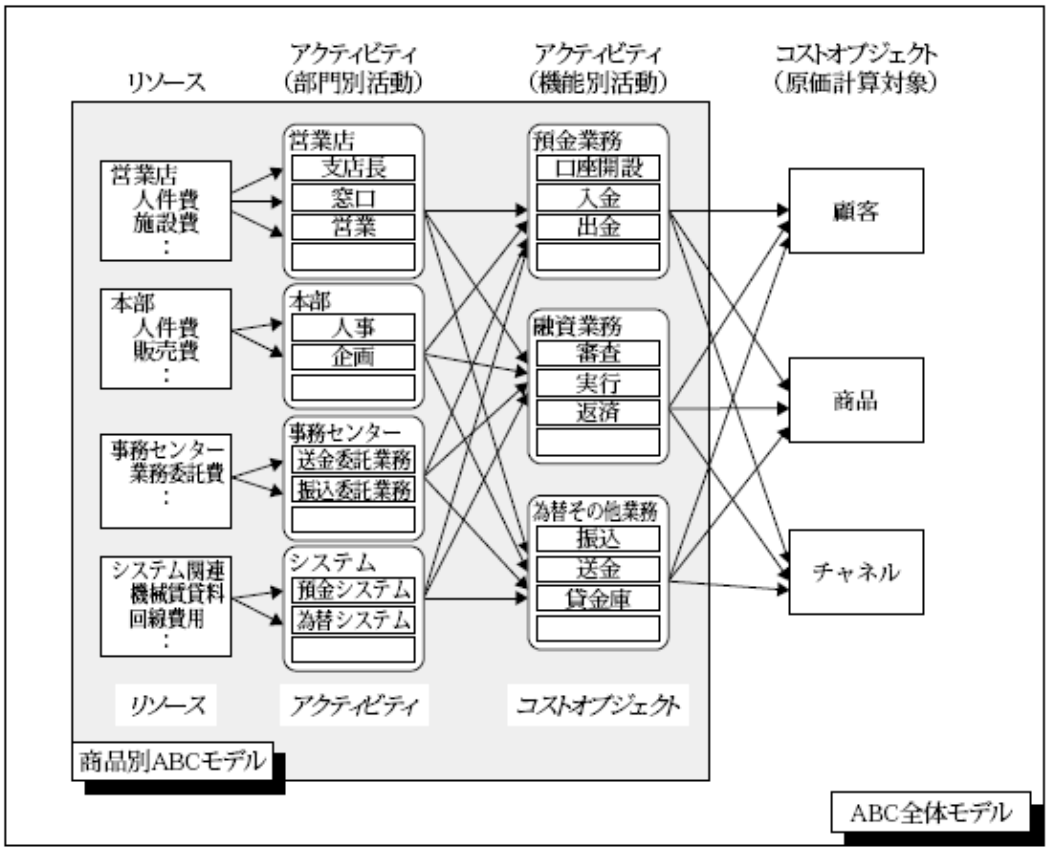

（出所）福田英明「銀行業への ABC（活動基準原価計算）適用事例」（UNISYS TECHNOLOGY REVIEW 第 69 号, MAY, 2001）

7. 会社勘定

(1)会社勘定の機能

1996 年に導入された区分経理では、（広義・狭義の）自己資本を集約する勘定として「会社勘定」を設けることが監督官庁により義務付けられた（図表 16 参照）。

この会社勘定という概念は、（すでに区分経理が導入されていた）米国生保で採用されていたものである。米国生保では区分経理（segmentation）の際に一つの勘定として“ corporate account ”が設けられており、それを日本語に訳したものが「会社勘定」となる[19][20]。

---

[19] JAMES A. ATTWOOD AND CARL R. OHMAN [1983] “Segmentation of Insurance Company General Accounts” (https://www.soa.org/493514/globalassets/assets/library/research/transactions-of-society-of-actuaries/1983/january/tsa83v3520.pdf)を参照

[20] 旧大蔵省による区分経理に関する事務連絡では、最終的に「全社区分」という用語が用いられた。しかし、会社勘定という用語の方がその性格や意味を明確に表していると考える。本稿では一貫して「会社勘定」を用いる。

図表 16: 区分経理導入時のファンドとセグメントの設定（例）

	ファンド（B/Sを分ける単位）	セグメント（P/Lを分ける単位）
義務	会社勘定ファンド	会社勘定
	一般ファンド	個人保険
		団体保険
		その他（財形など）
	団体年金ファンド	団体年金
任意	一時払養老ファンド	一時払養老

会社勘定を一つの資産区分として独立させる意義としては、まず以下の 3 点が挙げられる。

①会社勘定の投資政策の明確化

一般勘定の資産を区分経理することで、（個人保険と団体年金などの）商品種類間の資金特性に応じた資産運用が可能になる。この場合、責任準備金に対応する資産と自己資本に対応する資産とでは、その資金特性が異なり適切な投資方法や投資手段も異なると考えられる。したがって、会社勘定を設定して、責任準備金対応資産と自己資本対応資産は区分することが望ましい。

②非運用資産を保有する勘定

生保会社の資産の中には、契約者から預かっている責任準備金を財源とすることが相応しくない資産がある。典型的なものが営業用不動産である。このように、「事業運営のためには保有することが必要ではあるが、投資資産のように直接に収益を生まない資産」は、会社勘定に帰属させるのが適切だと言える。

③関連会社等への投資を行う勘定

契約者から預かっている責任準備金は、安全かつ確実に資産運用を行うことが原則である。したがって、関連会社等への投資財源を責任準備金で賄うことは、一般的には適切でないと考えられる。このような場合には、会社勘定の資金を活用して投資を行うことになる。

また、区分経理導入のために設けられた旧大蔵省の研究会[21]では、会社勘定の機能について、以下の 4 点を挙げている。

ⓐ共通資産・共通経費部分の管理

営業用不動産や大型コンピューター等の資産は、各商品勘定が共同で利用するものである。したがって、これらの資産については会社勘定に帰属させ、減価償却費も会社勘定で負担することとする。そのうえで、各ファンド（セグメント）から共有資産利用料を徴収することにより、コスト負担の

[21] 「保険経理フォローアップ研究会」という研究会が設置されていた。

透明化が図られる。なお、本社総務部門等の経費（人件費を含む）についても、同様の考え方で会社勘定で負担し、各ファンド（セグメント）から利用料を徴収することが適切と考えられる。

ⓑ事業運営資金の提供

商品セグメントの新契約募集経費の一時的立替、商品セグメントを新設した場合の初期投資等を会社勘定で行うことにより、生命保険事業の円滑な運営に資することが可能になる。

ⓒリスクへの対応

各ファンド（セグメント）だけでは担うことができないような巨大損失が発生した場合などには、会社勘定がその損失の一部または全部をカバーすることができる。すなわち、会社勘定は各ファンド（セグメント）のリスクバッファーと位置付けられる。

ⓓ会社勘定を通じたファンド（セグメント）間の貸借等の明確化

ファンド（セグメント）間の取引（貸借、拠出および補填）は、ファンド（セグメント）間の内部補助を遮断するため、すべて会社勘定を通じて行う。

(2)会社勘定の B/S

上記した考え方を採用した場合の、会社勘定の B/S（概要）を示したものが次ページの図表 17 である。

何点かについて補足する。

まず、①の「自己資本勘定部分」には、狭義・広義の自己資本を集約している。それに対応する資産は、営業用不動産や大型コンピューター等の「各商品勘定で保有するのが相応しくない資産」となる。

次に、②の「職員向け資産・負債」には、職員向け貸付や社内預金が含まれる。

また、③の「その他の諸勘定」としては、仮受・仮払等の一時的な資産・負債や、前受・前払等の勘定科目を集約する。

④は短資部分である。本章第 3 節「キャッシュフローの管理」[22]で述べたように短資は会社勘定に集約し、各ファンドの短資保有額は会社勘定の短資に対する持分として管理する。

最後に、⑤の「その他」には株式が含まれる。生保会社のリスクバッファーとして、株式の含み益は、区分経理導入時当時も今も大きな役割を果たしている。したがって、一般勘定全体に対するリスクバッファーとしての機能を果たすためには、会社勘定も株の含み益を保有する必要がある。そういう理由から、会社勘定でも株を保有している。

なお、1996 年の区分経理開始時点では、生保会社の自己資本はそれほど厚くなかった。そのため、営業用不動産等を会社勘定で保有すると、債券等の資産を保有する余裕はなかった。しかし、現在は生保会社の資本はかなり厚くなっているので、会社勘定の規模も区分経理導入時よりも大きくなってい

[22] p.15 参照

るものと思われる。その場合は、図表 17 で示した資産以外の資産、例えば債券などの保有も可能であろう。

図表 17: 会社勘定の B/S のイメージ（相互会社の場合）

	資産	負債・資本
①自己資本勘定	営業用不動産 厚生用不動産 動産 預託金 その他 株式・子会社出資 等	【資本】 基金 基金償却積立金 基金償却準備金 任意積立金　等 【広義の自己資本】 危険準備金 価格変動準備金 貸倒引当金（一般） 劣後債・劣後ローン　等 【固定負債】 退職給与引当金 等
②職員向け	職員向け貸付 等	社内預金 等
③その他の諸勘定	未収金 前払費用 仮受金 等	未払金・未払費用 賞与引当金 前受収益 仮払金 預り金 未払法人税 等
④短資勘定	短資	一般ファンド借 団年ファンド借 一時払養老ファンド借
⑤その他	株式 等	

第Ⅱ章 区分経理導入の効果

1. 団体年金一般勘定の予定利率引下げ

第Ⅰ章では区分経理の仕組みを述べた。本章では「区分経理導入の効果」、言い換えれば「区分経理導入が生保会社の経営にどのような影響を与えたか」を振り返る。

1996 年の区分経理導入の直接的な効果としてまず挙げられるのは、「団体年金一般勘定商品の予定利率引下げ」である。

図表 18: 団体年金向け生保一般勘定の予定利率推移（第一生命の例）

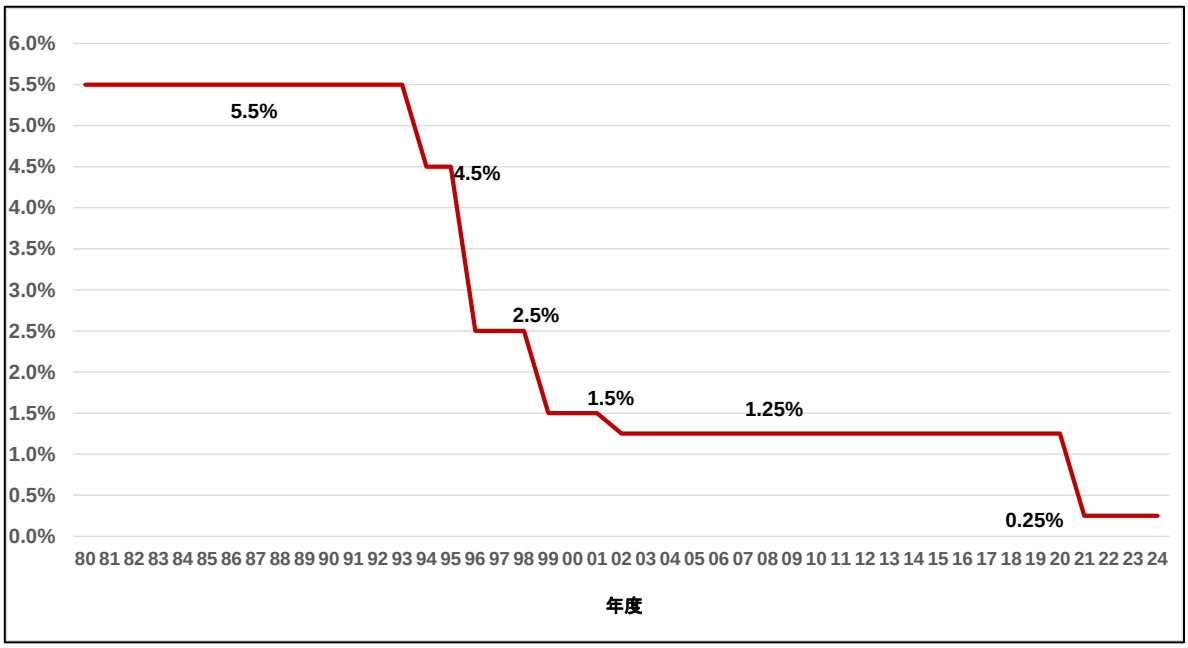

図表 18 は団体年金向け生保一般勘定商品の予定利率の推移を示したものである（第一生命の例）。このグラフで分かるように、区分経理が導入された 96 年 4 月には予定利率を 4.5%から 2.5%に引下げている。この時の引下げは、「区分経理が導入されていなければ実現していない」と言えるので、以下でその経緯を振り返ってみよう。

①まず、生保一般勘定商品の予定利率引下げを行うためには、事前に契約者の了解を取り付ける必要がある。ここで契約者には、企業年金顧客の他に年金福祉事業団[23]などの公的年金の顧客も含まれる。96 年 4 月の引下げは 4.5%から 2.5%への 2%幅の引下げであり、94 年 4 月に実施した 5.5%から 4.5%への引下げ時よりも顧客折衝が難航した。

[23] 年金福祉事業団とは、厚生省を主管省庁として 1961 年に設立された特別法人のこと。2001 年 4 月の特殊法人「年金資金運用基金」の設立とともに解散され、業務も年金資金運用基金に引き継がれた。また、2006 年 4 月からは、「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」と改組された。資金運用事業として、厚生年金保険および国民年金の積立基金の一部を運用し、その収益を国庫へ納付することにより、年金給付財源の強化を図る年金財源強化事業、還元融資業務を将来にわたって安定的に実施するための資金確保事業を行っていた。

②生保一般勘定の予定利率引下げの際に、団体年金顧客は個人保険の予定利率との関係も問題にする。94 年 4 月に予定利率を 4.5%に引き下げた時は、個人保険の予定利率が 3.75%であったため、団体年金顧客からすれば「個人保険が 3.75%まで下がっているのに対し、団体年金の引下げ後は 4.5%」ということで納得性を得やすい関係であった。

③しかし、96 年 4 月の引下げの時は事情が違っていた。この時は、個人保険の予定利率も引き下げたが、3.75%から 2.75%への 1%幅の引下げだった。それに対して団体年金は 4.5%から 2.5%への 2%幅の引下げであり、顧客の納得を得るのは容易ではなかった（図表 19 参照）。

④結局、団体年金の顧客に対し「96 年度から資産区分を伴う区分経理を実施するとともに、その結果を開示する」という旨の確認書を取り交わした。この確認書の取り交わしにより、漸く顧客の同意が得れらた[24]。

図表 19: 個人保険と団体年金の予定利率の比較（93 年度～2002 年度）

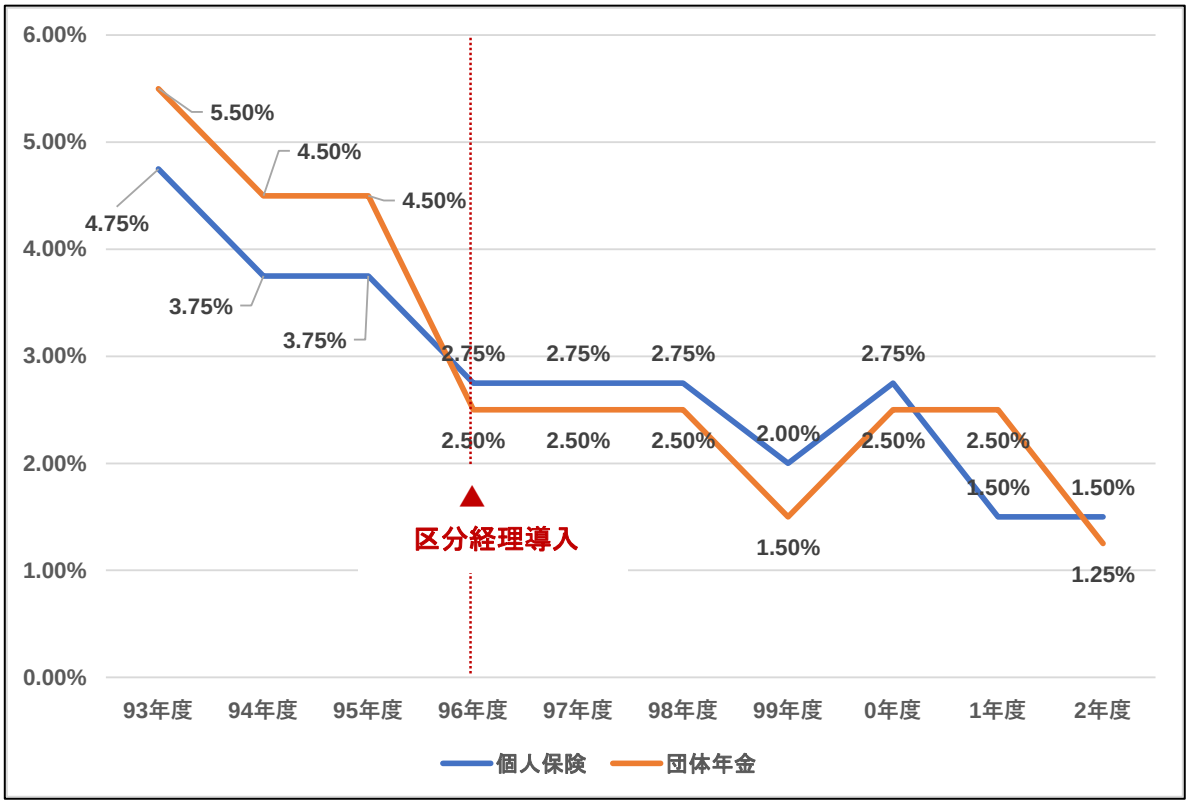

（注）個人保険の 96 年度以降は標準利率を載せている。

図表 19 で分かるように、96 年度の区分経理導入までは団体年金の予定利率の方が個人保険を上回っていた。しかし、区分経理導入後は個人保険の予定利率の方が高い。

[24] 顧客折衝が特に難航したのは資金量の大きい公的年金の顧客であった。

原理原則で考えると、死差益や費差益といった保険関係益が潤沢な個人保険の方が、団体年金よりもリスクをとった運用が可能になる。また、運用利回りが予定利率を下回った場合でも、個人保険の場合は保険関係益で埋めることが可能である。したがって、個人保険の方が団体年金よりも予定利率が高いのは当然であると言える。区分経理導入により漸く「原理原則に則った予定利率設定が可能になった」と言えるであろう。

また、団体年金の予定利率引下げは、経営面へのプラスの効果も甚大である。個人保険の予定利率引下げはあくまで新契約だけが対象となり、保有契約全体の平均予定利率は緩やかにしか低下しない。それに対して、団体年金の予定利率引下げは、保有契約全体が対象となる。

団体年金の保有契約の規模にもよるが、「区分経理導入が可能にした団体年金の予定利率引下げが、生保会社の収支改善に大きな効果があったことは間違いない」と言えるであろう。

2. ALM 運用の推進

(1)団体年金区分と一般勘定合計のポートフォリオ比較

区分経理導入の効果の 2 つ目としては「負債特性を踏まえた資産運用（ALM 運用）の推進」が挙げられる。

最初に直近の状況を確認してみよう。次ページの図表 20 は第一生命の団体年金区分と一般勘定合計のポートフォリオを比較したものである[25]。

図表 20 で、一般勘定全体と団体年金区分の資産構成を比較すると、いくつかの点で違いがあることが分かる[26]。

①団体年金区分の方が確定利付資産（現預金、公社債、貸付金、外国公社債）の割合が高い。

②国内株式は一般勘定全体の方が団体年金区分よりも多い。

ここで、図表 20 のようなポートフォリオの相違が生ずる背景を考えてみよう。

生保一般勘定で最も大きな資産区分は、個人保険を含む一般ファンドである。個人保険は死差益が潤沢であるため、それをリスクバッファーとすることが可能である。しかし、団体年金にはそのような財源はない。そのため、一般ファンドの方が、団体年金よりも大きなリスクをとることが可能になる。一般勘定全体の方が、団体年金区分よりもリスク性資産の割合が多いのは、一般ファンドの全体に占める割合が団体年金よりも大きいためだと考えられる。

---

[25] 第一生命は団体年金区分の決算報告書を HP 上で公開している。

[26] 日本生命や明治安田生命の団体年金区分の報告書は公開されていないので、ここで確認することはできない。しかし、少なくとも 2021 年度決算までは、上記の二つの特徴は日本・明治安田にも当てはまっていた。なお、筆者は 2022 年 9 月末まで、ある金融機関において、年金資産運用に関するコンサルティングを担当していた。そのため、日本生命や明治安田生命の団体年金向け生保一般勘定に関する決算報告内容を知ることが可能であった。

図表 20: 一般勘定合計と団体年金区分のポートフォリオの比較（第一生命）

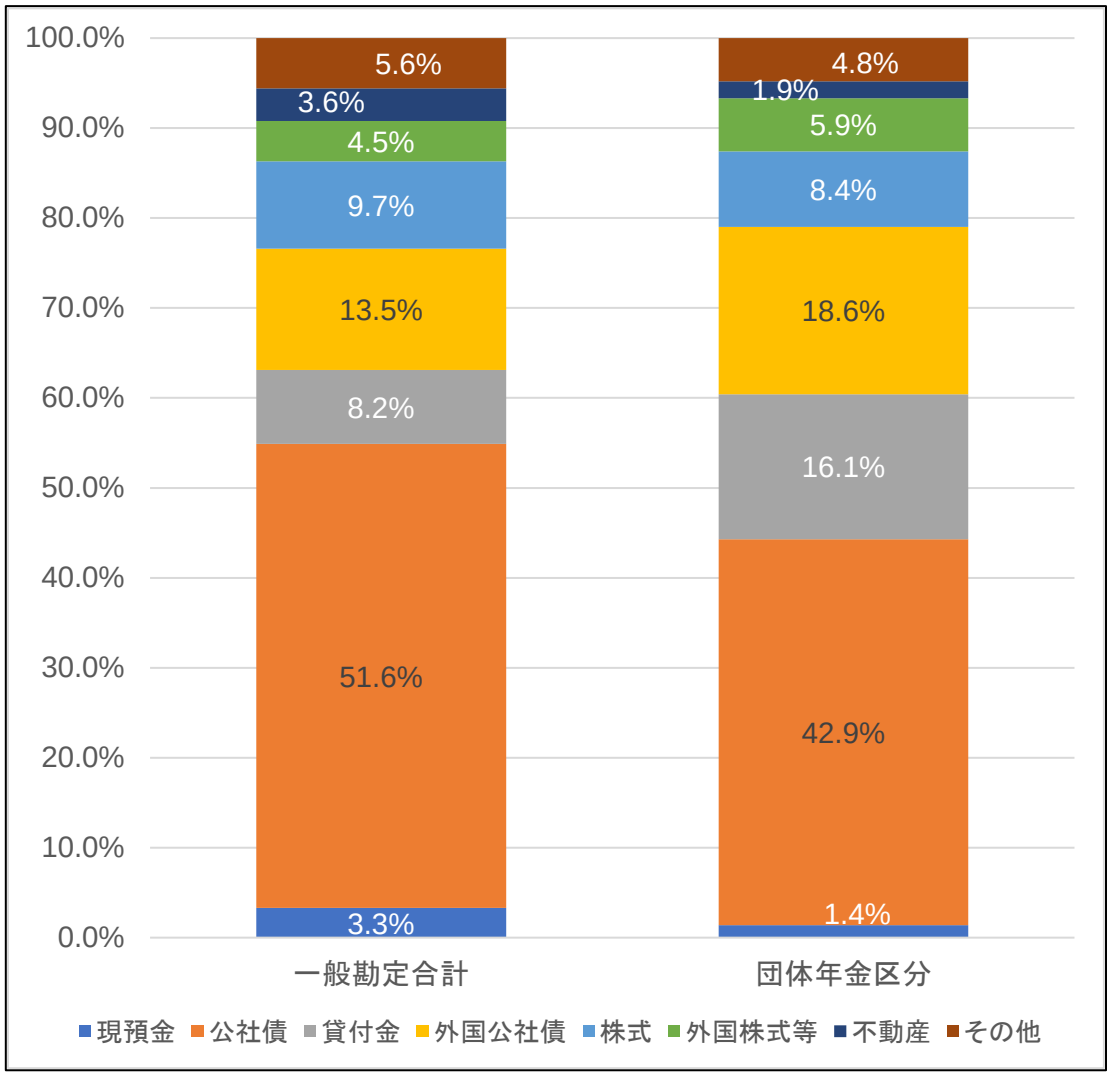

（注）上のグラフの団体年金区分は、「2021 年 10 月に予定利率を引下げた商品（確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険（Ⅱ）、新企業年金保険（Ⅱ））」を対象とした資産区分である。

(2)ALM 運用のスタイル

生保会社一般勘定について、区分経理実施後の資産区分ごとの運用スタイルを類型化すると、以下の 3 種類に分けることができる。

①バランス型運用

②キャッシュフローマッチング運用

③デュレーションマッチング運用

まず、個人保険が大部分を占める一般ファンドや団体年金ファンドについては、①のバランス型運用を行っている生保会社が多いと想定される。これは確定利付き資産をポートフォリオの中心としながらも、株式や外国資産等のリスク性資産を一定程度保有するという運用である。

これらの商品は負債のデュレーションが超長期であるため、キャッシュフローマッチングは困難である。また、契約者からの期待に応えるためには、ある程度のリスク性資産を保有して、そこからの運用成果を配当として還元することが望まれる。これらの負債特性を踏まえると、一般ファンドや団年ファンドにはバランス型運用が相応しい。

ただし、「リスク性資産をどの程度まで保有できるか」は各社のリスクバッファーの状況により違ってくる。そのため、団体年金区分であっても、確定利付き資産がポートフォリオのほとんどを占める会社もあるだろうと推測している。

次に、②のキャッシュフローマッチングは、一時払い養老のような貯蓄性商品に相応しい運用方法である。ただし、キャッシュフローマッチング運用を行っていた場合でも、金利上昇時に解約が増加すると債券の売却損が発生してしまう。したがって、解約防止のための仕組みを備えた商品が、この運用方法には相応しい。金利水準によって解約控除が変動するような商品[27]には、キャッシュフローマッチングが最も適した運用方法になると考えられる。

③のデュレーションマッチングは、キャッシュフローマッチングよりは緩やかな ALM 運用になる。これは、資産と負債のデュレーションを同水準に維持する方法であり、負債側のキャッシュアウト等があった場合は、資産側のデュレーションを調整することで対応する。例えば、財形のような「貯蓄性商品でありながらも、キャッシュフローが変動する可能性のある商品」を資産区分する場合は、この運用方法が相応しいと考えられる。また、団体年金区分でリスク性資産を保有しない場合も、デュレーションマッチング運用が適切だろうと考える。

3. 新しいスキームの商品開発

1992 年 6 月の保険審議会答申（「新しい保険事業の在り方」）では、区分経理導入の目的について「商品設計や価格設定の面で各社の創意工夫を活かす余地の拡大」を挙げていた[28]。

実際、1996 年の区分経理導入後は、従来にないスキームの商品が開発されてきた。

図表 21 は区分経理の活用により開発が可能となった商品例である。現在は生保各社により多様な商品が開発されているため、そのすべてを網羅することは不可能である。したがって、ここでは筆者が思いつくような代表的な商品例を挙げている。

---

[27] 銀行で販売されている一時払いの貯蓄性商品などで、市場価格調整(MVA, market value adjustment)による解約控除の仕組みが採用されている。また、生保会社が確定拠出年金向けに販売している「利率保証年金」においても、解約時や取崩時には市場価格調整を適用している。

[28] p.7 参照

図表 21: 区分経理により開発が可能となった生保商品（例）

商品例	特徴
確定拠出年金向けのいわゆるGIC （有期利率保証型確定拠出年金保険）	・毎月設定される単位保険から構成され、設定時の保証利率で5年間付利 ・保証利率は公社債市場の実勢利回りを基準として設定 ・解約控除にMVA（市場価格調整）の仕組みを採用
積立利率変動型一時払個人年金 （円建て、外貨建て）	・契約時に設定された積立利率を一定期間（積立利率保証期間）保証 ・積立利率は定期的に（例：月に2回）見直される。 ・解約控除にMVA（市場価格調整）の仕組みを採用
積立利率変動型一時払終身保険 （円建て、外貨建て）	・契約時に設定された積立利率を一定期間（積立利率保証期間）保証 ・積立利率保証期間終了時点で積立利率を更新 ・積立利率は定期的に（例：月に2回）見直される。 ・解約控除にMVA（市場価格調整）の仕組みを採用
無配当定期保険	・無配当の代わりに保険料率が低廉

図表 21 の中でも、区分経理を活用した新しいスキームの商品として代表的ものは積立利率変動型の一時払年金保険や一時払終身保険であろう。

これらの商品の運用はキャッシュフローマッチングが基本になる。積立利率が定期的に見直されるのは、市場金利の変動を積立利率に反映させるためである。また、これらの商品の解約控除には市場価格調整（MVA）の仕組みが採用されている。このような特徴を踏まえると、債券でのマッチング運用が前提の商品だと分かる。当然ながら、従来の一般ファンド（平準払保険等が含まれる）とは、資産区分を別にしていると思われる。

また、図表 21 最下段の無配当定期保険は、経営者向けの商品として活用されている。無配当である代わりに保険料が安いという仕組みの商品であり、コロナ前には節税保険として爆発的に売れた時期もあった。

無配当保険と有配当保険は、区分経理上は分けることが必要になる。なぜならば、「有配当保険で生じた剰余を内部補助すれば、無配当保険の料率はどれだけでも低廉に設定できる」からである。それでは公正な価格設定にはならない。したがって、有配当保険と無配当保険を別区分にすることは必須である[29]。

2022 年度の生保会社の決算結果をみると、業績を大きく伸ばしているのは、一時払い外貨建て商品を拡販している会社である。例えば、明治安田生命の収入保険料は 2021 年度から 2022 年度へ約 31%も増加したが、その要因をみると、ほとんどが「外貨建て一時払い保険の販売量増加」によるものである（図表 22）。

[29] 実際、2019 年 12 月に廃止になった保険検査マニュアルには、『例えば、「掛捨型の短期保険と貯蓄型の長期保険」、「無配当保険と有配当保険」、「予定利率固定型保険と予定利率変動型保険」、「個人保険と企業保険」などが、原則として、別区分で管理されているか。』というチェックポイントが規定されていた(p.38 参照)。

図表 21: 明治安田生命の保険料等収入の状況（2022 年度決算）

■ 保険料等収入の状況

（単位：億円）

	2021年度	2022年度	前年度比
保険料等収入	24,435	32,036	+31.1%
うち個人保険・個人年金保険	16,209	23,547	+45.3%
うち営業職員チャネル	13,316	17,066	+28.2%
うち平準払保険	12,301	11,952	△2.8%
うち一時払保険	1,014	5,113	+404.0%
うち銀行窓販チャネル	2,541	6,128	+141.2%
うち団体保険	2,931	2,974	+1.5%
うち団体年金保険	4,934	5,105	+3.5%

■ 販売チャネル別の増減要因

（単位：億円）

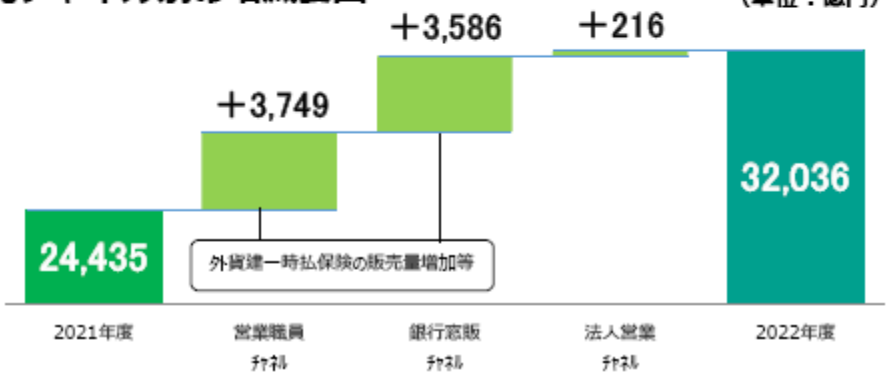

（出所）明治安田生命の 2022 年度決算説明資料

ここまでみたように、近年の生保会社の業績に大きな影響を与えている一時払の貯蓄性商品や無配当保険は、区分経理が導入されていなければ開発が不可能な商品である。生保会社にとって、区分経理という仕組みは、リスク管理や ALM の推進という効果だけではなく、業績拡大のためにも重要な役割を果たしていると言えるだろう。

【付録】金融庁による(旧)保険検査マニュアル（抜粋）

監督官庁（旧大蔵省）による区分経理に関する通達や事務連絡は、すでに廃止されている。しかし、金融庁による保険検査マニュアルには、それらの内容に準じた規定が収録されていた。保険検査マニュアルも 2019 年 12 月に廃止されているが、参考として（旧）保険検査マニュアルの「区分経理に関する規定部分」を以下に掲載する。

統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ-3-(3)

(3) 生命保険会社の区分経理

①【区分経理に関する内部規程又は業務細則の策定】

取締役会等は、区分経理に関する内部規程（以下「区分経理規程」という。）又は業務細則を策定させているか。区分経理規程は、リーガル・チェック等を経て、取締役会等の承認を受けているか。区分経理規程においては、例えば、商品区分、全社区分、資産区分等の設定に関する取決めや資産・負債・純資産及び損益に関する配賦基準（以下「配賦基準」という。）が明確化されているか。

②【区分経理に関する態勢の整備】

（ⅰ）取締役会等は、区分経理に関する責任者又は担当部署を設置しているか。

（ⅱ）取締役会等は、区分経理に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかに統合的リスク管理部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。

③【区分経理に関する留意点】

（ⅰ）商品区分の設定

イ. 商品区分は、損益及び負債の管理を行うためのものであるが、商品の特性や契約の保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっているか。

例えば、「掛捨型の短期保険と貯蓄型の長期保険」、「無配当保険と有配当保険」、「予定利率固定型保険と予定利率変動型保険」、「個人保険と企業保険」などが、原則として、別区分で管理されているか。

なお、主契約に付加された特約等は、原則として、主契約と同じ商品区分に帰属させているか。

ロ. 新規商品の発売による当該保有契約の増大や、ある商品区分の中の一部の保険種類の契約の増大などにより、保険会社全体や商品区分の収支に重大な影響を与えるような場合に、新たな商品区分又は同種の細分化した商品区分を設定する際に、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。

ハ. 設定した商品区分について、合理的な理由（保有契約が減少し、商品区分の存在意義がなくなった場合等）がないにもかかわらず、その変更（他の商品区分に統合することを含む。）を行っていないか。

（ⅱ）全社区分の設定

イ. どの商品区分にも該当しない損益及び負債を管理する区分で、各商品区分を円滑に運営させるために全社区分を設定しているか。

ロ. 全社区分の具体的な機能としては、原則として、以下のようなものがあるが、この機能を逸脱して運営していないか。

- 死亡保障リスク、価格変動リスク、経営管理リスク等に対応するためのリスクバッファー機能
- 商品開発に係る事業運営資金提供機能
- 保険会社全体で共有する資産、共通する経費等の管理機能
- 現預金等の管理機能

（ⅲ）資産区分の設定

イ. 資産運用収益等を公正かつ衡平に配賦するために設定する資産区分は、保険契約の特性や保険会社全体の収支等への影響を勘案し、各商品区分の特性等に留意しているか。

ロ. あらかじめ設定されている資産区分について、規模の拡大等により分割する場合は、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。

ハ. 資産区分の資産が減少し、資産区分の存在意義がなくなった場合は、当該資産区分は廃止し、他の資産区分に統合しているか。この場合、いずれの契約にも属しない残余財産は全社区分の資産区分に統合しているか。

（ⅳ）負債・純資産の商品区分等への配賦方法

イ. 商品区分への配賦

保険契約準備金（危険準備金を除く。）や再保険借等、保険商品に直結する負債等は各商品区分に直課し、未払法人税や退職給付引当金等の直課できないものは、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ロ. 全社区分への配賦

純資産の部（繰延利益剰余金・未処分剰余金、評価・換算差額等を除く。）、価格変動準備金、危険準備金、その他いずれの商品区分にも帰属しない負債は、全社区分に配賦しているか。

ハ. 全社区分に帰属する負債・純資産の源泉管理

全社区分に帰属する純資産のうち、例えば、配当平衡積立金等や、リスクバッファー機能を果たすために帰属している負債については、いずれの商品区分からの拠出により形成されたものであるか、その源泉を管理しているか。

（ｖ）資産の資産区分への配賦方法及び管理基準

イ. 運用資産の配賦方法

運用資産は、原則として、商品の特性に応じた運用を目的として取得した資産について、その商品が属する商品区分に対応する資産区分に配賦しているか。

ロ. 運用資産の管理

運用資産は、資産区分ごとに、商品区分の特徴や資産規模等を勘案して、次に掲げる方式の中からもっとも適切な方式を選択して管理しているか。

・資産分別管理方式：個々の資産を銘柄ごとに、資産区分に直接帰属させ管理する方式

・資産単位別持分管理方式：取引単位ごと（例えば、不動産では物件毎、融資では貸付毎）に、資産区分の持分を決定し、その持分で管理する方式

・資産持分管理方式：投資対象資産ごとのマザーファンドを設定し、各資産のマザーファンドに対する持分で管理する方式

ハ. 運用資産以外の配賦方法

(イ) 再保険貸等、直課することが可能な資産は、それぞれ該当する資産区分へ直課しているか。

(ロ) 繰延資産（システム関係）や雑資産のような直課することが不可能な資産は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ニ. 全社区分の資産

営業用不動産、子会社・関連会社株式、現預金（現預金等の管理機能を持つ場合）、 その他全社区分に配賦することが相応しい資産の全部又は一部の配賦は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

なお、営業用不動産又は投資用不動産において、用途変更があった場合には区分経理の趣旨に沿って適切に処理しているか。

④【損益の配賦】

イ. 保険関係損益

保険料等収入、保険金等支払金、支払備金繰入額、責任準備金繰入額等は各商品区分に直課しているか。

ロ. 運用資産関係損益

資産が帰属する資産区分に配賦し、さらに対応する商品区分・全社区分に直課又は持分に応じて配賦しているか。

また、一つの資産区分で複数の商品区分を管理している場合は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ハ. 上記以外の商品区分等へ直課できない損益の配賦方法

商品区分や全社区分に直課できない役職員給与や税金等の事業費等については、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

⑤【資産区分間の取引】

資産区分の間での取引は、資金移動（流入・流出）管理、流動性確保及びポート フォリオの改善等、資産区分相互間の経理の透明性を図る観点からの取引に限定しているか。

また、取引に当たっては、市場価格等の適正な価格をもって行っているか。

⑥【商品区分と全社区分との間の取引】

資金の流動性の確保又は保険金等の円滑な支払いのために、やむを得ず行われる商品区分と全社区分との間の貸借、出資、その他の取引は、以下の考え方となっているか。

イ. 現預金等の貸借

(イ) 貸借ごとに他の商品区分又は全社区分と区別して管理しているか。

(ロ) それぞれの商品区分において、借越しが継続しないよう限度額等を設けているか。

ロ. 現預金等以外の貸借

(イ) 全社区分から商品区分への貸付は、特定の商品区分に保険金支払いが集中する等、異常危険等による損失が発生した場合、新規商品の販売に伴う事業運営資金が不足する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限られているか。

(ロ) 商品区分から全社区分への貸付は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限られているか。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の貸借は、金額、利率（貸付期間に応じた市中金利等を基に設定すること）、期限その他の返済条件をあらかじめ定めているか。

(ニ) 貸付条件の緩和や債務免除は、回収が不可能な損失が発生している場合等、やむを得ない事情がある場合に限定しているか。

ただし、債務免除を受けた場合は、その商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じているか検証する。

なお、金利減免や元本返済猶予等の元本に影響を与えない貸付条件の緩和等 を行った後に利益が生じた場合は、当該利益を条件緩和の是正に充てているか。

ハ. 出資

(イ) 全社区分から商品区分への出資は、特定の商品区分に保険金支払いが集中する等、異常危険等による損失が発生した場合、新規商品の販売に伴う事業運営資金が不足する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限られているか。

(ロ) 商品区分から全社区分への出資は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限られているか。

(ﾊ) 出資を受けた商品区分又は全社区分において、剰余金が発生した場合は、出資に対応する金額を出資した商品区分又は全社区分に配分しているか。

(ﾆ) 機能を果たした出資は返済を受けているか。

ニ. その他の取引

上記イ. からハ. に係わらず、危険準備金等の積立て及び取崩しに係る商品区分と全社区分との取引、全社区分に帰属する共有資産（営業用不動産等）や全社区分の負担する共通経費（総務部門人件費等）に対する商品区分の利用料及び手数料の支払い、及びこれらに準じる以下に掲げる取引は、あくまでも保険契約者への利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、区分経理の適切な運営などに資する観点から極めて限定的に行われるべきものである。従って、この趣旨を十分認識し、適切に行う態勢となっているか。

(ｲ) 全社区分に帰属する資本又は危険準備金等を積増す場合に、それぞれの商品区分が全社区分に対して、必要な積増し額を負担する取引は適切に行われているか。

(ﾛ) 全社区分に帰属する資本又は危険準備金等を取崩す場合に、全社区分がその取崩事由の発生した各商品区分に対して、それぞれに対応する取崩相当額を支払う取引は適切に行われているか。

この場合において、持分管理を行っている配当平衡積立金等の任意積立金又は負債を、当該商品区分の持分を超えて取崩す時は、当該超える部分は、全社区分から当該商品区分へ貸付を行ったものと見做して適切に処理しているか。

(ﾊ) 転換等により保険種類が変更される場合等、その帰属する商品区分が変更となる契約について、当該契約に係る責任準備金及び積立配当金の元利合計額等を、当該契約が変更前に帰属していた商品区分から変更後に帰属する商品区分へ支払う取引は適切に行われているか。

(ﾆ) 新契約に係る費用を全社区分が立替える場合に、各商品区分から全社区分へ、収入保険料等のうち新契約費相当分を支払う取引は適切に行われているか。

(ﾎ) 全社区分が、共有資産・共通経費等の管理の対価として、「資産管理運営要領」により、利用料、手数料その他の金額を受け入れる取引は適切に行われているか。

(ﾍ) 各商品区分において、特定のリスク発生による損失実現時に、全社区分から当該リスクの発生した商品区分へ、当該リスクによる損失実現額の範囲内の金額を支払う取引は、各商品区分が全社区分に対し、保険数理的に定められた金額をあらかじめ対価として支払っている場合に限定されているか。

(ﾄ) 各商品区分は、上記(ｲ)から(ﾍ)に加えて、以下の場合において、他の商品区分から他の商品区分等の保険金支払能力等に影響を及ぼさない範囲において、資金を受け入れる場合は、その趣旨に沿って適切に運営されているか。

・各商品区分において、将来とも回復が困難と見込まれる重大な損害が発生した場合であって、全社区分から、その損害のてん補を受ける場合（全社区分が他の商品区分から当該損害のてん補のためにてん補を受ける場合を含む。）

ただし、この取引によりてん補を受けた場合は、受け入れた商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じているか検証する。

・ 全社区分において、将来とも回復が困難と見込まれる重大な損害が発生した場合であって、各商品区分からその損害のてん補を受ける場合

⑦【区分経理の開始に際しての含み損益等の配分】

取締役は、保険契約者間の公平性確保等の観点から、区分経理の開始に際して各 種資産及び当該資産に係る含み損益の配賦方法等について、アセット・シェア等に基づき適切に配賦する方法を定めているか。

⑧【区分経理上の各種取引等の明細の記録・整理】

区分経理を運営する上での各種取引等は、その明細を記録・整理しているか。

⑨【年度途中の資金移動の区分経理への反映】

年度途中の資金移動の都度、区分経理に反映することが困難な場合や、資金移動 に対応する商品区分が直ちに判明しない場合には、一時的に仮払い又は仮受けの勘定処理を行うが、これらの資金移動だけを管理する区分を設けることが望ましい。その上で、後日、速やかに正規の処理を行っているか。

⑩【区分経理に係る利源分析】

区分経理を適切に運営する観点や経営の健全性確保の観点から、例えば、区分した経理ごとに死差（又は危険差）損益、利差損益、費差損益、責任準備金関係損益、価格変動損益、その他の損益等について、分析・検討を実施しているか。

⑪【区分経理の結果の活用】

（ⅰ）保険計理人は、業務執行に必要な区分経理に関する情報提供を受けるとともに、運営上、問題がある場合には、取締役会等に報告するとともに、その改善指導に取組んでいるか。

（ⅱ）取締役会等は、区分経理の結果について報告を受け、契約者配当等の経営における意思決定に活用しているか。

＜高松アクチュアリー事務所のご案内＞

【代表者プロフィール】

アクチュアリーかつ年金数理人であり、また資産運用に関する専門性も有している。

東北大学理学部数学科卒業。1980 年 4 月に第一生命保険に入社。専門スキルを活かし多分野の業務に従事した。主な経験分野は「年金数理、保険数理、商品開発、リスク管理、経営企画、人事」などである。

特に、2001 年から 2006 年の間は「企業年金数理室長」として、企業年金 2 法への対応、退職給付会計導入への対応、厚生年金基金の代行返上・解散、総合基金の財政悪化への対応等を指揮した。また、第一フロンティア生命の取締役商品事業部長として、保険会社経営に携わる経験も有している。

2011 年に野村證券フィデューシャリーマネジメント部に入社。公的年金・企業年金（DC を含む）向けに年金制度および資産運用（含むリスク管理）のコンサルティングに従事。特に、被用者年金一元化後の共済年金の資産運用に関しては、わが国で No.1 の知識と経験を有していると自負している。

2022 年 9 月末で野村證券を退社、高松アクチュアリー事務所を開設。2023 年 3 月に「たかまつ社労士事務所」を併設。

社団法人日本アクチュアリー会正会員、年金数理人、証券アナリスト

出身地は北海道、趣味は水泳と映画鑑賞、好きな野球チームは広島カープ

事務所名	高松アクチュアリー事務所
代表者	高松　博之
所在地	神奈川県横浜市
電話番号	050-6875-4376
FAX	050-3588-2244
HP	https://takamat.net/

生命保険会社の区分経理
～ 仕組みと効果～

2023 年 9 月 第 1 版発行

発 行　高松アクチュアリー事務所
電 話 050-6875-4376
https:// takamat.net

このレポートは、企業経営の参考となる情報の提供を目的としたものであり、特定の経営管理手法をご提言するために作成したものではありません。

このレポートのいかなる部分も一切の権利は高松アクチュアリー事務所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。